

## 厚岸町議会 第1回定例会

令和3年3月9日  
午前10時00分開会

- 議長（堀議員） ただいまから、令和3年厚岸町議会第1回定例会を続会いたします。
- 議長（堀議員） 直ちに、本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。
- 議長（堀議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
本日の会議録署名議員は、厚岸町議会会議規則第118条の規定により、4番、音喜多議員、5番、南谷議員を指名いたします。
- 議長（堀議員） 日程第2、昨日に引き続き、一般質問を行います。  
始めに、3番、室崎議員の一般質問を行います。  
3番、室崎議員。
- 室崎議員 先に通告いたしました一般質問通告書に従い、お聞きいたします。  
2問ありまして、1問目は新型コロナウイルスについてであります。  
役場庁舎等での感染を防ぐための要点と対策についてお聞きします。  
2点目として、心和園などの高齢者福祉施設及び在宅介護での感染を防ぐための要点と対策についてお聞きします。  
3点目として、住民に対する啓発、指導、相談についてをお聞きいたします。  
2問目として、「障がいのある人への職員対応マニュアル」についてであります。  
この「対応マニュアル」は、この1年、どのような場で、どのように利用され、どのような効果を上げてきたかとお知らせください。  
以上でございます。
- 議長（堀議員） 町長。
- 町長（若狭町長） おはようございます。  
3番、室崎議員のご質問にお答えいたします。  
1点目の新型コロナウイルスについてのうち、(1)の「役場庁舎等での感染を防ぐための要点と対策について」であります。役場庁舎等の町有施設は、不特定多数の人が利用する施設であり、感染が発生した場合には町民に影響が及ぶ可能性が高いことを踏まえた対応が必要となります。  
このため、役場庁舎等での感染を防ぐには、北海道が提唱する「新北海道スタイル」の取組に倣い、「職員の健康管理」と「施設管理」の二つが要点になると考えておりま

す。

「職員の健康管理」としての対策は、職員自身の健康管理の徹底、マスク着用や手洗いの励行、出張や会食などでの感染防止のための行動の徹底、体調不良時に休暇を取りやすい環境の整備、感染者等となった場合の休暇制度の整備などを図ってきております。

「施設管理」としての対策は、感染拡大予防ガイドラインを参考に、施設内の共用箇所の定期的な消毒、手指消毒用の消毒液や検温機器、飛沫防止用パネル等の設置、定期的な換気、待合椅子等の空席の設定、北海道コロナ通知システムの活用などを図ってきております。

このほか、役場庁舎等を会場とする町主催の会議やイベントについても、感染予防策を講じて実施しております。

また、感染者が発生した場合に備え、既に策定している業務継続計画や施設における対応方針に基づき、運用しております。

役場庁舎等の事務室における感染対策については、構造上対応困難な部分もあるため、基本的な感染予防策を徹底しながら、引き続き職員の危機意識の徹底を図ってまいります。

次に、(2)の「心和園などの高齢者福祉施設及び在宅介護での感染を防ぐための要点と対策について」であります。高齢者は、一般的に感染症への抵抗力が弱く、重症化リスクが大きいとされているため、適切な予防対策を講ずるとともに、高齢者福祉施設や介護事業所では、集団感染事例が多いことを踏まえた対策を講ずる必要があります。

このことから、高齢者福祉施設や在宅介護における感染を防ぐための要点として、「職員、利用者共に徹底した感染予防」と「感染発生時の徹底した感染拡大防止」の二つが考えられます。

一つ目の「職員、利用者共に徹底した感染予防」の対策としては、健康管理の徹底、マスク着用と手洗いの励行、共有物の定期消毒、職員の担当エリアの訪問先の区分などが考えられます。

また、身体に接触する機会が多いことや食事、口腔ケア、排泄など介助時の感染リスクを考慮し、介護の各場面の応じた対策も重要であります。

二つ目の「感染発生時の徹底した感染拡大防止」の対策としては、職員間の速やかな情報共有と体制整備、施設内の消毒、利用者に濃厚接触者が出た場合におけるサービス提供体制の事前整備を行うことが重要と考えます。

また、二つの対策を講じていくためには、高齢者福祉施設や在宅介護を提供する事業者が、あらかじめ感染症対策のためのマニュアルや手引き、業務継続計画などを作成しておくことが重要と考えますし、こうした平時の取組によって、感染予防の徹底、職員の意識向上につながり、発生時における迅速で的確な対応が取れるようになると考えております。

心和園では、既に新型コロナウイルス感染症のための対策マニュアルと業務継続計画を整備しておりますが、この間も、感染対策委員会でマニュアルに基づく対応方針を適宜決定し、その都度、決定した方針を町に提出することによって、相互の情報共有を図

ってきております。

また、町内の在宅介護を提供する事業所においても、対策マニュアルと業務継続計画の調整が進められております。

町としては、今後とも高齢者に感染することがないように、高齢者福祉施設や在宅介護サービスを安心して利用してもらうために、相互の情報共有と連携に努めてまいりたいと考えております。

次に、(3)の「住民に対する啓発、指導、相談について」であります。町民に対する啓発については、感染状況などに応じて、町広報、防災行政無線、IP告知情報端末のほか、子育て支援アプリや町民対象の健康教育、感染症共有連絡網などを活用して行っております。

次に、相談、指導については、これまでも主に保健師が、町民からの感染予防策や症状、医療機関への受診等に関する相談に応じてきているところであり、その際、相談内容に応じて、必要な指導も行っております。

また、相談の内容によっては、保健所などの専門機関と連携して対応を図っているところでもあります。

続いて、2点目の障がいのある人への職員対応マニュアルについて、「この1年、どのような場で、どのように利用され、どのような効果を上げてきたか」についてですが、まず、利用について、具体的に申し上げますと、特に、第6期障がい福祉計画書の調整に当たっては、文字の見やすさや色の見分けに配慮して、誰にでも比較的に見やすいといわれる字体を使用し、白と黒を基本に塗りつぶしなどを最小限に抑える工夫をしております。

また、カラーで作成した保育所のパンフレットは、多くの色を使いつつも、色の濃淡で工夫し、文字が見えにくくならないよう配慮したものとなっております。

その他にも、各部署では、町民向けの各種制度に関するお知らせ、チラシ等において、できる限り文字の大きさや色合いを工夫して作成しております。

また、職員研修において、新規採用職員研修では、マニュアルを用いての、障がいへの理解や対応、来庁者への対応、文書作成に係る注意点等の講義を行ったほか、新型コロナウイルス感染症感染防止のために見送ることとした管理職員研修では、専門知識を有する精神保健福祉士等による講義を予定していたところであります。

次に、効果については、このマニュアルは職員にとって障がいの有無に関わらず小さな気配りの積み重ねが、全ての来庁者への対応につながるとともに、意識の向上に役立つことになると考えております。現状では、未だ不十分な状況にありますが、引き続き、職員へのマニュアルの周知と利活用の促進に努め、より効果を上げて、さらなる町民サービスの向上につなげてまいります。

以上でございます。

●議長（堀議員） 3番、室崎議員。

●室崎議員 大体のところ、分かりました。

まず、1番最初に役場庁舎内でのという部分なのですが、道内のあるまちでクラスタ

一を発生させてしまいました。庁舎内で。そのまちのホームページを見ますと、そこでもってこういう点に抜かりがあったという反省というものを込めながら検証した報告書がホームページに載っております。そこではいろいろなことが書いてありますけれども、私がそれを読ませていただいて、これが1番のポイントかなと思ったのは、危機管理の認識が職員間で不徹底であった。それから町、理事者としては職員にいろいろと周知していたのだけれども、結局振り返ってみると通り一遍だった。徹底しなかったというところに1番の問題があると見ました。もちろん、これは担当者は読んでいると思えますけれども。

それで、私のほうから一つ提唱しておきますが、こういう部分を補うための、要するに全職員が自分のこととしてこういう問題を考えていく、そういう体制を取る必要があると思うのです。それが完璧にできているというのなら、そういうふうに教えてください。

その手法としては、これリスクマネジメントの導入というのが1番いいのではないかと思うのです。特にこの場合には脆弱性、リスクの洗い出しということになりますが、そこでは、例えば課ごとに全員によるブレインストーミングだとか、あるいは組織内アンケートだとか、そういうものを使ってチェックリストつくっていく。そして、PDCAというのですか、今、いろいろな計画のときに必ず後ろのほうに書いてありますけれども。要するに、やったことをもう一度検証して、そしてチェックして、また練り直したものをやっていくというのは定期的にやっていくわけでしょう。そういうことをやることで、自分のこととして全員が捉えられるようになるのではないかと。これは徹底し過ぎることはないわけですから、そういうことをお考えになってはいかがでしょうか。

●議長（堀議員） 総務課長。

●総務課長（石塚課長） 職員の危機管理の意識徹底ということで、これまで職員の飲食の行動、それから公務時、出張時、それから庁舎内での消毒活動等、議員言われるような一人一人からブレインストーミングという形式でのチェックリストの作成等は行ってきておりません。

これまで何をやってきたかといいますと、当然職員の意識徹底というのが1番言われるとおりに重要になると思います。都度、庁内メールでの周知、それから感染症対策本部会議での周知をして、それから朝礼等で各所属において確認、それと注意喚起を行ってきたところでございます。

ご指摘のありましたリスク管理ということで、チェックリストの作成という部分もありますので、この辺については早急に検討させていただきたいと思います。

●議長（堀議員） 3番、室崎議員。

●室崎議員 こういう問題のときに1番悪い形は、その役に当たった人あるいは町長はじめとする中心にいる人たち、何とか会議、そういうところがこうしなさい、ああしなさいって出すわけですよ。受けるほうの中にはそれを非常にきちんと受けとるところも

あるし、まあ言われているからやっておかないとうまくないだろうというくらいのところで、何割引きかでもって聞いてしまう人もいる。というような状態になるのが1番よくないのです。それを防ぐためには全員が自発的にというか、自分のこととしてそれぞれがアイデアを出し合って磨いていくということが非常に必要だと思いますので、そういう発想から、例えばリスクマネジメントなんていうものは、今、企業経営論としては随分出てきていますよね。そういうものをどんどん取り入れてほしい。そういうことです。よろしくをお願いします。

それから、次に、心和園等ということなのですが、いわゆる高齢者福祉施設そういうところでのコロナの問題です。まず、ちょっと事実として、前提事実としてお聞きしますが、認知症患者がコロナに罹患した場合です。病院は、全国のいろいろなニュース見ると、病院のほうが介護にはできないということで、受け入れが非常に困難になるというような事象が随分あると聞いていますが、厚岸ではその心配は全くありませんか。

●議長（堀議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（亀井課長） 今現在、そのようなことで受け入れが困難だということはお話は聞いてございません。

●議長（堀議員） 3番、室崎議員。

●室崎議員 今、そういう事象が起こったとか、起こらないとかではなくて、その可能性は全くないかと聞いているのです。コロナの陽性だということが出たときには、町内の病院では受け入れないでしょう。釧路の指定した病院ですよね。そこは、認知症も程度はいろいろありますけれども、非常に重症な認知症患者の場合、特にせん妄だとか徘徊を持っているような人、そういう人をすぐぱっと受け入れることが、要するに看護以外に介護の専門家が必要になると思うのですけれども、そういうことができるというふうにはっきりしているのですか。

●議長（堀議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（亀井課長） お答えさせていただきます。

そういう症状の方について、細かく確認ができていないところが事実でございますが、釧路の市立病院などではその辺はきちんと受け入れていただけるものと認識しております。

●議長（堀議員） 3番、室崎議員。

●室崎議員 今あらゆる可能性について考えながら体制をつくっていかなければならないところなのです。受け入れてくれるものと考えておりますというような話でもって、事象は進められないのです。確認はしていないわけでしょう。それで、全国ではそういう

ような事例というのが随分出ているのです。少なくとも何日間かは、高齢者福祉施設のほうで、まずは診てください。重症化したときにはもちろんすぐ受け入れますけれども。ちょうど自宅待機を命じられると同じような形で、高齢者が施設の中でかかったときに、少なくとも何日間かは、その陽性患者を診なければならないという事態を考えておく必要はあるのではないですか。全くその必要もないのですか。

●議長（堀議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（亀井課長） お答えさせていただきます。

認知症の方などの施設に入所している方につきましては、そういう症状があった場合、それを施設の中で別の部屋に隔離といいますか、別の部屋で個別に対応させていただくというような準備はできているということは確認しております。

●議長（堀議員） 3番、室崎議員。

●室崎議員 その場合にはこうするというものはきちんと準備はできているのですね。

●議長（堀議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（亀井課長） マニュアルなども整備して、そういうような準備もできていると伺っております。

●議長（堀議員） 3番、室崎議員。

●室崎議員 それで、マニュアルはもちろんなのですが、厚労省の老人局だったか、そのところからの通知も出ています。それ見ますと、そういう場面も考えられるから、それからそういう最も極端な場合でなくても、入所している人の中に陽性なり、陽性を疑うような状況が出るのが全くないとは言えないわけですから、そういうときにどうするかということでは、せめて机上訓練、シナリオといいますか、シミュレーション、これをやりなさいということが、指示ではないのでしょうかけれども、進めていって、そのやり方まで随分と詳しく出てきているのです。こういうようなことはしていますか。

●議長（堀議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（亀井課長） 机上訓練と申しますか、マニュアルなどの中で、例えばこのエリアで発症した場合については、そこを分断して隔離して対応するですとか、職員がそのエリア分け、担当分けをしながら、ほかに波及しないような形ですとかでのシミュレーションをしているところではあるというふうに伺っております。

●議長（堀議員） 3番、室崎議員。

●室崎議員 何か今の話ははっきりしないですね。マニュアルなぞっているような話だも  
んね。私が言いたいのは、マニュアルは大事なのです。これは、もちろん持っていない  
とだめです。ただ、それが全職員がそのときになってどうしようというようなことがな  
いように、マニュアルは全部自分のものになっていて、なおかつ誰が誰に連絡する、あ  
るいはこのとき自分は具体的にこういうことをやる。それができていないと、いざとい  
うときは動かないですよね。それをやるのがシミュレーションというわけです。現実に  
全部その行動を取るということは、そういう施設では難しいので、せめて机上訓練だけ  
はやっておきなさいと。こういうことなのです。それはやっているかどうかという確認  
はしていますか。

●議長（堀議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（亀井課長） 机上訓練を職員全てにおいて、泊まりとかそういうことも  
ございますので、そういう勤務体制を踏まえながら行っているということでは確認して  
おります。

●議長（堀議員） 3番、室崎議員。

●室崎議員 それから、デイサービスということになりますと、そこから入ってきますの  
で、非常に難しいと思います。でも、これについてもきちんとした、今のお話から類推  
すれば、マニュアルをつくって、シミュレーションも行っていると考えてよろしいです  
ね。

●議長（堀議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（亀井課長） 議員おっしゃる、そのとおりでございます。

●議長（堀議員） 3番、室崎議員。

●室崎議員 次に、訪問介護です。ヘルパーの方が1軒1軒歩くわけです。今、ちょっと  
さっき言い忘れてしまって、ここで初めて言うようなことになって申し訳ないのだが、  
この介護従事者という仕事の人たちは、今ものすごいストレスの中で働いているわけ  
です。それは、一つにはそういう利用者から自分が移される可能性が十分あるような形で  
仕事をしなければならない場面があるということです。それともう一つは、自分が移し  
てしまったら大変だということです。そして、施設内の場合には、自分が外から持ち込  
んで移してしまう役に、知らないうちになってしまうかもしれないという緊張感がもの  
すごくあるわけです。今度、訪問介護の場合にはその両方とも同じような比率であるわ  
けです。お聞きしますが、防護服だとか防護用品、そういう物に関しては不足すると  
か、何か別な物で補わなければならないというようなことはないですね。

●議長（堀議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（亀井課長） 不足が生じているということはありません。

●議長（堀議員） 3番、室崎議員。

●室崎議員 今、日本は世界から比べると、非常にコロナの死亡率が低いのだそうです。これは日本が世界に誇る医療体制と、その医療従事者、医療関係者の必死の努力によるのだということは、よくテレビでは言われるのですが、実は介護職員、介護従事員、従事職員の働きというのが非常に大きいのだということを専門家が言っています。そういう中で、今、この前にも言ったように、介護に当たる方たちというのは本当に命がけの仕事しているわけです。ところが、コロナを診てくれるお医者さん、看護師さんに関してはマスコミも非常に青いランプを点けようとか、いろいろなことを言っているのですが、介護職員に対する話って余り聞こえてこないのです。

そういう中で、今全国で起きている現象は、介護従事者の退職者が増えているということなのです。ストレスに耐えきれない。とてもではないがもたない。もともと労働環境というのはよくない職場だと言われているので。だからというのではないと思うけれども、町内で介護従事者の募集のチラシが時々新聞で見かけるのです。そうすると、それを見た一般町民の方は、テレビのその話とくっつけてしまうわけです。これ非常によくないと思うのですけれども。

それで、この非常に苦勞なさっている介護従事者の人たちに対して、町として何らかの支援ということはないのでしょうか。

●議長（堀議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（亀井課長） 結論から申しますと、支援と申されることにつきましては、特になく現状ではございますが、連携という部分ですとか、情報の提供、情報共有、それと施設の方々にも一生懸命最前線で従事され、苦勞されているというところでのねぎらいと申しますか、そういうところでの情報共有、連携という部分で支援はしているつもりでございますが、それ以外につきましてはないのが現状でございます。

●議長（堀議員） 3番、室崎議員。

●室崎議員 国は介護施設に対しての支援策を取っていますよね。それで、これは事業者に対する支援かな、そういう形で給付金出しています。一方、現場や、あるいはそういうことに非常に関心の強い研究者なんかは、介護職員そのものに対して、それでは支援になっていないのではないかということ言っています、自治体によってはそのことを検討したり、あるいは僅かと言ったら悪いのだけれども、特別給付金というような形で、せめて気持ちを表すというようなことをやり始めています。こういうことを含め



て、やはり介護従事者というのは、例えばワクチンの優先順位でいっても、何かこう日が当たっていない感じがするのです。ですから、やはり町としては、こういう人たちの苦労というのをこっちは分かっているよというようなものを示す、僅かなものでもいいから給付金を含めて、そういうことを検討いただきたいのですがどうでしょうか。

●議長（堀議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（亀井課長） まず、前段、町からのそういう金銭的な支援というのはございませんで、議員おっしゃることにつきましては、国から慰労金であろうかと思えます。それにつきましては、事業所のほうで直接申請され、受給されているとは思いますが。現状、町といたしましては、そのような制度は今ない状況ではございますが、今考えているところは、ちょっと別な考えかもしれませんが、高齢者施設の従事者に対してのPCR検査の実施ですとかということを考えているところでございまして、それ以外のことにつきましては、現状、ちょっと政策を練っていないところということでご理解願います。

●議長（堀議員） 3番、室崎議員。

●室崎議員 それでご理解しろと言ったって、理解のしようがないです。やはり、これは検討してほしいです。この場合には、障がい者施設というものも当然同じように考えなければならぬと思えますけれども、そういう人たちの苦労というものを分かっているよということ、何らかの形でこちらが見せる、そういうことによって、また萎えそうになっている心を立て直すことができるのではないかと。余りにも甘いと言われれば、それまでですけれども。そういうことも考えていただきたいと、そういうふうに思うのですがいかがでしょうか。

●議長（堀議員） 町長。

●町長（若狭課長） 介護従事者のお仕事、今回のみならず日常においても大変な仕事でございまして。そういう中でのコロナという思いがけないものが起きたわけでございまして、本当に我々もこういう時代に介護従事者の方々の姿を見るにつけ、大変だな、なお大変だなという気持ちでいっぱいあります。

そういう中で、国の給付金が行われておるところであります。しからば町としてどういう支援をしたらいいのか等々つきまして、これ現金給付等もちろん大事なことでありましようけれども、指定管理者とよく相談しながら、どういう方法がいいのか、ちょっと検討させてください。そういうことで答弁とさせていただきます。

ただ、私といたしましては、本当に大変な仕事だなと、常日頃から思っておるわけでございまして、その気持ちもご拝察いただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

●議長（堀議員） 3番、室崎議員。

●室崎議員 非常に理解ある答弁いただきました。よろしくお願いいたします。

その次に、住民に対する啓発、指導、相談ということなのですが、今1問目でお聞きしたように、役場の中では相当徹底した防御態勢を取っています。こういうものを、なぜこういうふうにするのかというものを付けて、一つのパンフレットにできないだろうか。そして、それはあなたの家庭でも、それからあなたの職場でも参考にしてくださいというような形で、この厚岸町が役場だとかあみかだとか生涯学習課だとかBGだとかで、それぞれの実情で、湖南出張所があるか、そういうところでやっていること、それが役場に来ると入口のところにぼんとアルコールが置いてあるので、ああやっているな、それから体温も自動的に上がるのやっているなど分かるのですけれども、あと見えないのです。だから、そうではなくて、こういう考えのもとにこうやっているのですというような範を示すといいますか、そのことが町民、敢えて私住民と書いたのは、住民票のない人も考えていたものですから、それより町民よりもっと大きな範囲でここにいる人という意味ですが、そういう形で、ああなるほどなという参考にできるようなものを示してもらいたい。これが一つです。

それから、今厚岸で住まいされている外国人というのは住民票持っているから、ここに町民扱いですよ。ただ、一時居住者になるといって、住民票はないから、そういう人に対しても、やはりこれは徹底してやりましょうよということとは言わなければならないですね。外国人の中には日本語に堪能な方だけではないですよ。そういうところには指導はどういう形で行っているのですか。

●議長（堀議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（亀井課長） 日本語以外での指導というのは、実際のところできておりません。ただ、厚岸町に入られる外国人の方につきましては、そういう働かれるところの事業所で通訳さん的な方もおりますので、そういう方を介してのご説明となりますが、コロナですとか、感染対策での個別な指導というのは日本語以外では行えていないところが現状でございます。

●議長（堀議員） 3番、室崎議員。

●室崎議員 隔靴搔痒という言葉があります。靴の上から足の裏を搔くということです。なかなか手が届かないということです。やはり、これについては町が責任を持って直接指導するような体制を考えていくべきではないですか。

●議長（堀議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（亀井課長） 町自らが行っていないことで失礼ではございますが、厚生労働省のホームページにそのようなチラシとかもございますので、それらも活用しながら

ら指導ということはしていきたいとは思っておりますので、ご理解願います。

●議長（堀議員） 3番、室崎議員。

●室崎議員 昨日、ワクチンの話も相当出ておりましたし、PCR検査検査の話も出ておりました。そういうものを含めて、そうそう、ワクチンを利用した詐欺というのがもう出始めたそうです。あなたに優先権を取ってあげるといようなことらしいですけれども。そういうようなもの、コロナに関してはいろいろなものが付随して出てきます。経済的な問題もありますし、健康相談もあるでしょう。あるいは今言ったようなもろもろの問題もあります。それが全部一つ一つ、受付窓口が違うのですと。うちではありませんというようなことになると、これ困るのです。どこにどうやって聞いていいかも分からない人というのは、特に高齢者には多いです。だから、何でもいいからコロナに関するものはここに連絡してくださいと。そうすると、いやいやうちではそれの今答えすぐは出せないけれども、例えばこういう問題があるというのが分かったら、私のほうから保健所に聞いてあげる、そしてすぐ返答するからというようにとところがあると、ちょうど大病院に行くとき案内所というのがあるのです。入口のところに。伝達が看護師さんがいるのです。私こうこうこういう症状なのだけれどもというように人が来た場合には、はい、あなたは外科の何番窓口に行ってくださいというように案内してくれるのです。そういうような窓口、一元化したコロナ窓口というのをつくることは非常に大事ではないかと思うのですが、いかがなものでしょうか。

●議長（堀議員） 副町長。

●副町長（會田副町長） 今、議員例に出されたいろいろな、様々な詐欺、最近は言われるとおり、ワクチン接種に関する詐欺が横行してきたという話聞いています。これまでも新型コロナウイルスに関する詐欺等々については、これまでもどちらかという感染症対策本部として町民の方には周知をしてまいりました。今後もまず早急にそのコロナワクチン接種に関する詐欺については、対策本部として行わなければならないと考えておりますけれども、合わせてワクチン接種のクーポン券、これを配付する際等々には対策室として、これは対策室として改めて重ねて町民の方々にそういった詐欺に関する啓発を行ってまいりたいと考えています。

●議長（堀議員） 3番、室崎議員。

●室崎議員 ちょっとすれ違っている用ですね。私は詐欺対策の窓口つくれって言ったのではない。コロナに関するものなら何でも相談に乗りますよと、言ってくださいという総合受付をつくっておく必要があるのではないか。そこで振り分ければいいわけですから。できれば24時間体制で受ければ1番いいのですけれども、そこまではなかなかできないでしょう。9時5時だけでもそういうものがあるとないとは全然違うと思います。そういうことをお願いしている。

●議長（堀議員） 副町長。

●副町長（會田副町長） 厚岸町として窓口をまず一本化した中で、そこから振り分ける形はこれから早急に整備をしていきたいと考えております。

●議長（堀議員） 3番、室崎議員。

●室崎議員 よろしく申し上げます。

それで、次に入ります。

障がいのある人への職員対応マニュアル、これは平成30年の10月にできたわけです。そのときも私、厚岸町はここまで来たという思いがあると高く評価したつもりです。そのときに、当時の担当者はこれをどう使っていくのかという話を聞いたときに、まず新人研修で使うと。職員研修で使う。幹部職員というのか、管理職や、三役も含めてというのは私が言ったのですけれども、お願いしたいということ。それ以外のところはあなたたちのほうでそういう職員、単なる新人職員ではなくて、そういうものにも理解を持ってもらうために進めていきたい。それから、このマニュアルそのものはホームページにも掲載すると言っていました。

それから、町民と共にこの内容について取り組むために、商工会と協議を始めると、そういうふうには言っていました。

今の町長の答弁を聞いていますと、大分落ちているのですよね。これは、やはりあれですか、コロナというようなものがあって、やりたくてもできなかったということですか。

●議長（堀議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（亀井課長） コロナ禍における現状も理由の一つでございます。できなかったということではございます。

●議長（堀議員） 3番、室崎議員。

●室崎議員 これは役場内だけの問題ではないと。つくるのは役場職員のためという形でつくっているけれども、ここに搔かれていることは全町民にとって必要なことだと。だからそちらの皆さんも読んでもらうように、どういう方法が1番いいか商工会とも協議したいとおっしゃっていましたが、どの程度協議しましたか。

●議長（堀議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（亀井課長） 全く具体的に取り組めていない状況でございます。

●議長（堀議員） 3番、室崎議員。

●室崎議員 今朝、厚岸町のホームページ見たのです。ところがどう探しても見つからなかったのですが、どこに載っているのですか。

●議長（堀議員） 休憩いたします。

午前10時51分休憩

午前10時52分再開

●議長（堀議員） 再開します。  
保健福祉課長。

●保健福祉課長（亀井課長） お答えさせていただきます。

現状、厚岸町のホームページに現在登載されていないところでございます。

それと、商工会とのことですが、今後具体的な内容、どういう方向がいいのかということも含めて、今後検討させて取り組ませていただきたいと思いますので、ご理解願います。

●議長（堀議員） 3番、室崎議員。

●室崎議員 あのときに、すごい積極的な答弁があって、新人研修に使う、職員研修、幹部職員も入れてやる、ホームページに登載する、町民全部に分かってもらいたからまず商工会と協議する、これは全部私のほうでこうしたらどうですかと言ったのではないのです。あなたのほうで言ったのです。今、聞いたらこうなのです。恥ずかしくないですか。余りにも議会での答弁が軽すぎる。タンポポの綿毛のようなものでしょう。どこに飛んでいくか分からない。これでは困りますよね。

今、お聞きしたら、もう時間もないからやめるけれども、基本的な考えそのものは変わっていないと確認し、理解していいのですね。その点。

●議長（堀議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（亀井課長） ホームページの登載につきましては、私のほうの手違いで大変申し訳ございませんでした。それ以外の施策につきましては、議員おっしゃるとおり、今後取り進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

●議長（堀議員） 3番、室崎議員。

●室崎議員 今度こんなやり取りをしないように、私も嫌ですから、きちんとやっていた

だきたい。よろしく申し上げます。

●議長（堀議員） 町長。

●町長（若狭町長） お答えをさせていただきます。

今、質疑応答を聞いておりました、町長として釈明をしなければならない事態であろうと。議会のやはり答弁というのは、極めて重いものです。これは議員に答弁するだけでなく、町民に向けての答弁でもあります。約束なのです。そういうことがなされておらなかったということは本当に申し訳なく思っておるわけでございまして、今後そういうことのないように、町長としてきつく、各課を通じてお願いを申し上げていきたい、そのように思いますのでご理解をいただきたいと思えます。

●議長（堀議員） 以上で、3番、室崎議員の一般質問を終わります。

次に、1番、竹田議員の一般質問を行います。

1番、竹田議員。

●竹田議員 質問通告書に従い、質問させていただきます。

1、男性版産休について。

以前にお願いしていたまちの取組について、企業への働きかけをお願いしていたが、その取組の実態を伺います。

2、コロナ感染について。

(1) 終末処理場から水を採取し、コロナウイルス感染症の流行状況を把握する基準をつくる方針であると国交省が発表したことについて、まちの対応と終末処理場での感染対策はどのようにしているのか伺います。

3、庁舎及び避難所の燃料備蓄について。

(1) 国が求める非常用電源72時間分の備蓄が厚岸町はできているのか伺います。

4、住宅新築支援助成事業について。

(1) 2月26日に助成事業に対する案が議員協議会で説明されました。その中で条件の内容が住民サービスの上から余りにも差別化している内容と受け止めました。

条件の制限内容を拡大して住宅を建てる住民に対して助成を受けやすくしていただきたいと思えますが、まちの対応を伺います。

以上です。

●議長（堀議員） 町長。

●町長（若狭町長） 1番、竹田議員のご質問にお答えいたします。

1点目の男性版産休について、「以前にお願いしていたまちの取組について、企業への働きかけをお願いしていたが、その取組の実態は」についてであります。男性の育児休業取得促進については、女性の負担が特に大きい出産の直後に男性が育児休業を取りやすい環境づくりを図ることを目的に、昨年9月以降、「厚生労働省労働政策審議会

雇用環境均等分科会」において、男性の育児休業取得促進策について検討が行われ、法案要綱の審議を経て、公表されております。

その後、政府は、本年2月26日に、男性の育児休業取得促進を盛り込んだ育児・介護休業法と雇用保険法の改正法案を閣議決定したところであります。

その内容は、子どもの誕生から8週間は夫が柔軟に育休を取れる「出生児育児休業制度」、ご質問のいわゆる「男性版産休」を新設し、企業に対して従業員への育休取得の働きかけを義務づけるもので、令和4年10月の開始を想定しており、企業への取得働きかけの義務付けを同年4月としているところであります。

町は、これまで国の動向を注視してきましたが、制度内容が未確定であったため、育児休業取得に関する企業への働きかけを行っておりませんでした。

今後は、国の機関であるハローワークと連携し、企業へ制度内容の周知を図り、町内事業所においても男性が育児休業を取得しやすい環境づくりに努めてまいります。

続いて、2点目のコロナ感染について、「終末処理場から水を採取し、コロナウイルス感染症の流行状況を把握する基準をつくる方針であると国交省が発表したことについて、町の対応と終末処理場での感染症対策はどのようにしているか」についてであります。2月27日の北海道新聞に、製薬会社が下水中の新型コロナウイルスの有無を、高い感度で検知できる技術を大学と共同で開発し、4月の実用化を目標に、下水処理場を運営する地方自治体や病院、高齢者施設などへの導入を目指すとする記事が掲載されておりました。

ご質問における「国交省が発表した」ことに関する情報は、同省の公式ホームページなどで情報を得ることはできませんでしたが、新聞記事を見ますと、特殊な技術で濃縮した下水をPCR検査にかけ、ウイルスの濃度を測定することで翌日には感染者の有無が判明する。また、感染者のふん便には発症前からウイルスが存在するため、流行の兆しのある地域や施設の早期発見にも活用できるとのことです。

町としても、これが実用化されれば、感染拡大防止に役立つことになると思います。

しかし、現時点において、国や北海道から、通知を含め一切の情報がないため、町としては、今後の動向を注視しつつ、情報収集に努めてまいりたいと考えております。

次に、終末処理場における感染対策については、施設内入場時におけるアルコール消毒剤による手指消毒の励行、施設の清掃・メンテナンス作業時における経気道対策としての防じんマスクやフェイスシールドの着用、経皮対策としての防護服、防護手袋などの着用を徹底しております。

続いて、3点目の庁舎及び避難所の燃料備蓄について、「国が求める非常用電源72時間分の備蓄が厚岸町はできているのか」についてであります。始めに、役場庁舎の燃料備蓄については、現段階では非常用発電機を72時間稼働させる燃料を備蓄していないことから、年度内に490リットルの燃料タンク2基を整備する予定で、既に発注を終えており、これにより72時間の稼働が可能になります。

また、令和3年度において、現在策定中の「厚岸町業務継続計画」に基づき、業務継続のために必要となる非常用電源の確保に向けた、非常用電源装置の規模及び設置場所等について、基本計画を策定する予定であります。

次に、災害時の指定避難所については、38箇所の指定避難所中、18施設に非常用発電

機が整備されておりますが、いずれも発電機を72時間稼働させる燃料は備蓄しておりません。

このほか、指定避難所の非常用発電機及び燃料については、拠点配備を進めており、湖南地区と湖北地区に計11台の非常用発電機を配備しておりますが、72時間稼働させる燃料は備蓄していないことから、年度内に490リットルの燃料タンク1基のほか、20リットルのガソリン携行缶6台を新たに整備いたします。

また、現在建設中の「あつけし保育所」敷地内に、来年度490リットルの燃料タンクを1基整備する計画であります。

続いて、4点目の住宅新築支援助成事業について、「2月26日に助成事業の案が議院協議会で説明されたが、その内容が住民サービスの上から、余りにも差別化している内容と受け止めた。条件の制限内容を拡大して、住宅を建てる住民が助成を受けやすくすべきと思うが」についてであります。議員協議会においては、令和3年度に予定している住宅新築支援助成事業の概要について、基礎額を25万円から50万円に引き上げ、加算要件として、妊娠中を含む18歳未満の子ども1人につき10万円、同居の両親1人につき10万円、その上限を20万円、住宅ローンの利子の一部として上限30万円、合わせて最大100万円を助成する案を説明させていただきました。

この助成額の大幅な引き上げによって、次年度以降に住宅新築を計画中の方にとっての建築費の負担軽減のみならず、住宅新築の促進にもつながり、さらには町内産業の活性化にもつながるものと大いに期待するところであります。

ご質問は、加算要件に関することと拝察いたしますが、この加算要件は、他市町村の事例も参考に、これまでの産業支援や経済対策としての取組だけではなく、子育て支援や三世同居に係る施策を加えるために、新たに来年度から設けようとするものであります。

このため、この加算要件は、必ずしも全ての申請者が該当するものではなく、当然に最大の助成額に達しない方もおります。

しかし、住宅を新築する方の世帯構成は様々であり、ニーズの全てのお応えすることは、非常に難しい課題であります。事業開始までに、加算要件の拡大を含め、改めて検討してまいりたいと考えておりますので、加算要件を設ける趣旨も合わせて、ご理解願います。

以上でございます。

●議長（堀議員） 1番、竹田議員。

●竹田議員 まず、男性版産休についてのお願いであります。以前の質問のときに企業への周知がなければ、なかなか厚岸町としても進んでいかないだろうということを危惧して、お願いをしておったのですが、そのときの答弁は、周知のほうを進めていきたいというお答えでしたが、その答えに対してやってこられなかった、その理由について再度お聞きしたいと思います。

●議長（堀議員） 観光商工課長。



●観光商工課長（尾張課長） 令和2年第2回定例会におきまして、竹田議員の一般質問の中で、希望出生率1.8の実現に向けてと、その中でいろいろと制度部分、厚岸町進んで取り組んでおりますけれども、さらにこういった育休、男性の育休等の取れる体制について、地域全体でのそういった環境づくりを整えていく必要があるのではないかといいご質問をいただきながら、町長のほうからもそういった中での啓発を含めた中で、要は政策、さらには政治的な中での対応も必要だといったことでのご答弁をさせていただいているところでございます。

ご質問いただきました中で、6月にご質問をいただいたわけですが、その後、我々もいろいろと国の状況等を注視してまいったところでございます。こと政府与党であります公明党においても、この育休促進に向けては、1991年、平成3年からこういった法令ができた中で今の制度ができているわけですが、今回の男性版産休につきましても、いろいろと与党の中での議論を踏まえた中で、現在政府のほうでも閣議決定、さらには今国会においても法令を決定するような中での動きがあるといった状況にございます。

ご質問いただきましたとおり、その段階での改正前の制度、育休制度につきましては、従前から制度についてはあったわけですが、その後の動き等もありましたものですから、我々としては国のこの育休取得に関する企業への働きかけ、制度内容がまだ未確定な部分もあったものですから、こういった実態をきちんと整備を確認した上で、改めて町内企業に向けても、当然国の機関でありますハローワーク等においても、それぞれの機関を通した中での今後法令が通った段階で周知が図られていくと思いますが、そういったことを踏まえた中で、我々町としても広報誌に掲載する、必要に応じた中で、ご提言いただいたような中で、そういった勉強の機会があるとすれば、ハローワークと連携した中で実施していきたいと今考えているところでございます。

●議長（堀議員） 1番、竹田議員。

●竹田議員 男性の育休取得率というのは、2019年に7.48%という実態で、国が2025年までに30%にしたいと。これは、男女の協力、出産をするということに男性が産休を取ることによって女性への負担をなくする。裏に返せば男女平等の中にも触れてくるものだと解釈するわけですが、そういった解釈の中からも、これは国がきちんとなければ何もできないものではない。厚岸町として、そういったいい面での取組という解釈をしていくなれば、当然、国の動向どうのこうのというよりも、厚岸町版としてやっていかなければならないことだと思うのですけれども、再度お聞きします。

●議長（堀議員） 観光商工課長。

●観光商工課長（尾張課長） まずもって国の政策として行われることについて、やはり国が発したものを元にした中で、全国一律に行われていくものだと考えております。ただし、今ご質問いただきましたとおり、当然それぞれの地域の中での産業形態含めまし

て、企業の形態というのは様々あるわけでございます。そういった中で、まずこういった男性版産休が先進事例的な中で厚岸町内において、そういった成功事例が出ていく、そういったところで地域の中でも広がっていくものだと我々は考えるところでございます。そういった中では、まずこの制度自体をきちんと町民、さらには企業、事業主も当然でございますけれども、従業員の皆様に、きちんとこういった制度が国として制度確立された中で、育休促進に向けての国全体の施策として行われていくのだということを改めてきちんと認識、啓発をさせていただきながら、厚岸町においてもそういった国と連携して行う事業、さらには厚岸町として、この育休促進に向けて、当然行政、公務員からまずは行っていくといった管首相答弁もあるようでございますけれども、そういった中で、地域の中で、まずそういった成功事例をつくりながら広げていくといった取組を行っていくべきだと考えております。

また、一方でこの男性版育休は、当然男性のみが利用できる制度であります。期間中、雇用保険からの給付金が、通常の育休と同じく賃金の3分の2、67%給付されるといった制度内容になるようですが、やはり残りの部分の給付されない部分について、どこが負担するのか、できれば国、道でこういったところもしっかりと検討いただきながら、制度拡充していただかなければ、当然こういったすばらしい制度ができたとしても、それぞれの地域の中でなかなか普及をしていかないのではないかとという危惧も一方ではしているところでございます。

●議長（堀議員） 1番、竹田議員。

●竹田議員 だからなのです。補償は67%確かにそのとおりなのです。男性が産休を取ること自体も環境になじまないこと、それから、これらを取ることによって、悪い意味ではいじめになる場合もあります。というのは、従業員が余分にはないから、人材不足でもあります。そういった環境の中で、この産休を取って休むことによって、その休まれた部分に穴が空く。その穴空いた部分をどういうふうに埋めていくのかというのが企業にとっては1番問題。それは役場の庁舎内も同じことだと思います。まずは企業にああだこうだということも必要かもしれないけれども、役場内の中での産休を取りやすい環境に、まずは努めていていただきたい。その上で、役場がそういったお手本を見せていただいて、企業のほうにもこういう働きかけをしていきたいと思いますという順序があるものではないのかなと思います。その点、よろしくお願ひしたいと思います。

●議長（堀議員） 町長。

●若狭町長（若狭町長） 私からお答えをさせていただきます。

竹田議員から昨年の第2回定例会においてお話がありましたとおり、男性の育児休暇を取得することは難しい日本の社会であるというようなお話をいただいたところでありませう。私は同様であります。そのように考えておるわけでありませうが、そういう中で本年の2月26日に先ほど第1回目の答弁でお話いたしましたとおり、改正法案が出たわけでありませう。そういう意味においては、やはり法律によって行うのは国でありませうが、や

はりそれを踏まえて、厚岸町としても広報誌やっっていかなければならない。そういうことは当然なことであると思っておるわけであります。

そこで、男性が育児休暇を取得するための仕方としましては、まず仕事の引き継ぎは余裕を持って行っていただきたい。それと職場の人と良好な関係を常に築いていくことも大事だろう。それから育児休暇を取得する意思を職場の上司や同僚へ早めに伝えておくことも大事だろうと。そのように、促進を図るための考え方としては大事なことでなかろうかと、そのように思うわけでありますので、一部改正されたわけでありますので、男性の産休については厚岸町としても進めてまいりたい、そのように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

●議長（堀議員） 1番、竹田議員。

●竹田議員 大きく言えば、もう出生率を上げる一理でもあると解釈しておりますので、町長もそのようなお考えであるということが分かりましたので、よろしく願いいたします。

次に移らせていただきます。

2点目のコロナ感染の部分の終末処理場から水を採取することによって、例えば隠れウイルス患者いたとしても、これは終末処理場で採取をして、町民の誰かかれかがかかっているだろうということは判明するわけですね。今後、これらについては国や北海道の通知を含め、一切の情報がないからということで、それはよく分かります。今後の情報収集に努めてまいりたいと考えておりますというので、そのようにしていただきたいをお願いをして、この2番については終わりたいと思いますが、その情報収集に努めてまいりたいということで、ぜひ厚岸町としても、この終末処理場、ほかの町村よりも一生懸命やっていることと分かっております。そういった意味で、頑張ってくださいというお願いをして、この2番は終わりたいと思えます。

それから、3番目なのですが、庁舎内の燃料備蓄ということについてなのですが、これ2019年に一度市町村の調査をしますというふうに記載しております。その次年度、2020年の8月に再度調査をした。このときに停電時に業務を継続する能力についてということで、72時間以上の備蓄を確保できない市町村について調べたところ、その中に厚岸町があったわけであります。その厚岸町について、72時間備蓄ができないということを指摘されたというか、調査上、ないのだということが明らかになった。その後、72時間稼働できるようにしてこなかったのか、今まで準備をしていて令和3年において業務計画に基づき、いろいろな場所にタンクの設置をするようになったのか。それはどちらなのでしょう。

●議長（堀議員） 危機対策室長。

●危機対策室長（田崎室長） 非常電源72時間分の燃料に関してですけれども、竹田議員のほうからも令和元年9月の定例会において非常時の燃料の備蓄状況いかななものかというような一般質問を受けております。それ以降、すぐ令和元年度のこの段階で庁舎を

含めた燃料備蓄体制が整えられていないということで早急に3カ年実施計画のほうに協議をいたしまして、令和2年度での事業を配置をして、そして今年度、ですから令和2年度の中ですぐ対応を取って、たまたま発注時期が実は遅くなったということで、庁舎のほうにおける72時間分の燃料の体制は今月中、この議会の会期中あたりに新たなタンクがこの敷地内に設置できるというような見込になっておりますので、ちょっと年度の後半にはなりましたけれども、対策は取れているというような状況になっております。

なお、抜本的に庁舎の電源についてどの程度の、例えば容量を用意して、そして発電機の例えば在り方、庁舎の場合はご存知のとおり津波の浸水域内にあるといったようなところで、例えば1階部分に発電機を置くと水につかってしまっただけで使い物にならないと。ただし、これは津波災害を考えたときだけでありまして、例えば東部胆振地震のようなブラックアウト、これに対する対策としては定位置、低いところに発電機を置いたとしても電源容量が確保できるというような考え方にもなってくると思います。これらを引くくめて、現在、業務継続計画のほうを、各種の災害を想定した業務継続計画を作成しておりますので、この計画が上がりましたらそれに向けて庁舎内でどのような業務、業務を動かすとなりますと例えばどのような設備が必要になって、どれだけの電気が必要かということが判明してきますので、それを受けて庁舎のほうで新たに発電の仕組みというものを、基本計画のほうを作成するという作業を令和3年度で行っていくという流れになっております。

また、指定避難所におきましても同様でして、各避難場所については発電機内にある燃料のみの備蓄というのがほとんどであります。そのようなことを解消するためにも、先ほど庁舎の72時間分の電源確保と合わせまして、各避難所に整備をするのではなくして、湖南と湖北地区の集中的に燃料を配備して、そこから必要とされる場所に燃料を持っていくといったような考えのほうで津波浸水時のときに燃料の流出をまぬがれるというようなことも考えられますので、それにつきましても現在庁舎の燃料タンクと同様に3月中旬にタンクが今つくっております湖南地区の避難場所に専用の燃料タンク、これをしまし、格納できる燃料タンクを備蓄する、専用の防火対策のとれた、そのような倉庫も既に配備をしております。かつあつけし保育所の敷地内のほうに非常用の燃料として使うことができるようなタンクもあつけし保育所建設時の設計の段階から組み入れてもらっておりますので、ちょっと時期は令和2年度の新聞報道からちょっと遅れているような形にはなりますけれども、おおむねこの2年度中並びに3年度の早い段階で、ある一定の燃料の備蓄が確保できるというようなことで進めております。

●議長（堀議員） 1番、竹田議員。

●竹田議員 分かりました。ぐたぐたとはいけません。やるということなので、最大限に早くお願いしたいなと思います。

そこでなのですが、最近特に、この1番大きい大型の490リッターないしメーカーによっては500リッターという言い方をしているタンクがあります。スチール製、要するに全部鉄とステンレス製、オールステンレスというのがあります。私も最近になってか

ら一般の家庭での灯油のタンクをオールステンレスにしてほしいとよく頼まれるのですが、金額は一般の約3倍近くします。ところが、経年劣化、この厚岸町にいと塩害地域とも言われております。この塩害地域でタンクについてはオールステンレス製にするとスチールタンクよりも数倍長持ちするということが分かっております。使用する際については、そういったことも含めて検討願いたいというのが一つ。

それから前回もお願いしていた給油に関しての早期の給油と優先順位のことについての給油場との協定を結ぶというお話をさせていただきました。これらについても、どのような方向性になっているのかお聞きしたいと思います。

●議長（堀議員） 危機対策室長。

●危機対策室長（田崎室長） まず燃料タンクの材質につきまして、今年度購入する物については既製のスチール製の物ということで、既に発注をしておりましたが、予算の関係上もありまして、今後購入する物につきましては、議員おっしゃるとおり厚岸町の場合は塩害は非常に高いものと考えています。通常、私ども自宅に置いてある燃料タンクもかなりの頻度でさびが発生して、多分短い期間で使えなくなるというようなことは理解しておりますので、ちょっと値段との兼ね合いにもなってこようかなと思いますけれども、よりそのような対策をとれた物につきまして、今度導入していく場合についてはしっかり検討してまいりたいと思います。

また、燃料の供給に関しまして、スタンド関係と協定は結んでおりますけれどもというようなところだったのでありますが、改めてその後、各社協定を結んでいるところに、今まで正直申し上げますと担当者が変わったとしても、全く連絡を取っていなかったりとかというような事例がございました。ですので、協定を結んでいる全ての機関に対しまして、新たに町は、協定を結んだ段階ではまだこの専用の危機対策室というのはなかったのですが、現状ではこのような体制、新たな組織として体制ができております。必要な場合については、担当がこういう者になっておりまして、またそちら側の担当の変更ないですかとかという確認作業のほうは取らせていただいております。その中で燃料供給に対しまして、たしかあ那时候には町に優先的な、車両の場合についてはステッカーを掲げたりとかというようなことをお話になっていたと思いますので、その辺の対応、準備だけはしっかりと現在のところはできております。ただし、実際の災害が起きておりませんので、その看板を掲げて燃料に至っている、給油に行ったという経過はないのですが、準備作業のほうは町側のほうとしては進めさせていただいております。

●議長（堀議員） 1番、竹田議員。

●竹田議員 よろしくお願いたします。

次に、4番目の住宅支援助成事業についてであります。担当の方もいろいろ知恵を絞っていただいてこのような案を出させていただいたことについては感謝を申し上げたいと思います。ただし、一般質問させてもらった部分についての、やはり公平に広くとい

うことを申し上げたくて一般質問させていただいたのですが。たくさん言いたいことがあるのですけれども、たくさん言うと時間もかかります。お互いに余り言い過ぎると腹も立つし、余りぐだぐだと言いたくないのですけれども、一つだけお願いしたいことがあります。それは陳情が出ております。そして陳情のほうは厚岸町の若狭町長宛、そして厚岸町議会のほうにも陳情が上がっております。議会の総務産業常任委員会の見解で整理をし決まったことは、制限、要件がなく100万円を出すということについて議会側はそういう解釈でありました。町側は今回50万円、20万円、30万円というこの段階で案を出してきたわけでありまして。お互いにこの要件の状況をこうやったり、ああやったり、また他町村の意見も組み入れてということもいろいろ答弁に書かれております。一つお願いなのですが、これらの陳情上がった商工会、家づくり協会のほうとよく協議をしていただいて、より精度の高いもの、そしてより町民側がこの制度に対して感謝を申し上げるような、そういう制度にしていかなければならないということは同じ気持ちではないのかなと思っております。どうせやるならばということですが。

そういった意味で、この陳情者に対しての意見の聴取をぜひやっていただいて早期な実現を図っていただきたいと思うのですがいかがでしょうか。

●議長（堀議員） 建設課長。

●建設課長（渡部課長） お答えさせていただきます。

商工会の事務局に対しましては、先日、議員協議会終わった後に同じ案のものを一旦ご説明させていただいて、事務局のほうから家づくり協会の皆さんのほうへお知らせいただくということで一旦お話は終わっているところであります。その上で、ご質問者おっしゃるように、実際商工会事務局ないし家づくり協会の意見としては、その内容に対しての意見というものはまだ聴取していない段階でございます、それぞれご意見は当然あるかと思っております。その中でご質問者おっしゃるように意見はお伺いした中で制度を始めるまでにはかなえられるものは反映させていきたいと考えているところでございます。

●議長（堀議員） 1番、竹田議員。

●竹田議員 3月7日15時から商工会の2階で家づくり協会の総会があったと聞いております。この中でいろいろな意見が出たのです。それを踏まえて、商工会のほう、家づくり協会のほうと連携をとっていただきたいなどお願いをして終わりたいと思います。どうかよろしくお願いたします。

●議長（堀議員） 建設課長。

●建設課長（渡部課長） 今ありましたようにご意見を伺って、さらに3月7日に研修を行ったということも伺っておりますので、その中でいろいろなご意見が出たということですので、ご意見をお伺いして、いいものをつくっていききたいと考えてござい

す。

- 議長（堀議員） 以上で、竹田議員の一般質問を終わります。

以上で、本定例会に通告ありました6名の一般質問を終わります。

- 議長（堀議員） 日程第3、議案第19号 監査委員の選任に対する同意を求めることについてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

町長。

- 町長（若狭町長） ただいま上程いただきました、議案第19号「監査委員の選任に対する同意を求めることについて」その提案内容をご説明いたします。

厚岸町監査委員であります黒田庄司氏の任期が本年3月31日をもって満了するため、地方自治法第196条第1項の規定に基づく人格が高潔で、厚岸町の財務管理、事業の経営管理その他行政運営について優れた識見を有する同氏を、引き続き選任しようとするものであり、同法同条同項の規定により議会の同意を得たく提案するものであります。

議案書16ページをご覧ください。

住所、厚岸郡厚岸町湾月2丁目260番地。

指名、黒田庄司。

生年月日、昭和27年12月10日。

性別、男。

職業、無職であります。

また、黒田氏の学歴、職歴等については、次のページに記載しておりますので、参考に供してください。

なお、任期は、同法第197条の規定により、本年4月1日から令和7年3月31日までの4年間であります。

以上、簡単な説明であります。ご同意くださるようお願いいたします。

- 議長（堀議員） これより、質疑を行います。

(なし)

- 議長（堀議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。本案は人事案件であります。したがいまして、厚岸町議会会議運用内規54にありますとおり、討論を省略し、本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

- 議長（堀議員） 日程第4、議案第20号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

観光商工課長。

- 観光商工課長（尾張課長） ただいま上程いただきました、議案第20号、指定管理者の指定について、その提案理由のご説明を申し上げます。

指定管理者制度につきましては、平成15年9月、地方自治法の改正により、公の指定管理は、「直接管理」または「指定管理」のいずれかを選択し、管理運営することとされました。

厚岸味覚ターミナル・コンキリエの施設管理につきましては、この法律の施行を受けまして、平成18年2月の厚岸町議会第1回臨時会において、厚岸味覚ターミナル・コンキリエ条例の改正により指定管理者制度を導入し、同年3月の町議会第1回定例会において、株式会社厚岸味覚ターミナルを5年間、指定管理者とする指定決議を経て、当該施設の管理運営を行ってまいりました。

さらに、平成23年3月町議会第1回定例会の指定議決により、引き続き5年間、また平成28年3月の町議会第1回定例会において、さらに5年間の指定管理者の指定決議を経て、「株式会社厚岸味覚ターミナル」を指定管理者として、当該施設の管理運営を行ってまいりましたが、その指定管理期間が本年3月31日をもって満了となるところであります。

株式会社厚岸味覚ターミナルは、町が5割以上を出資する第三セクターとして厚岸味覚ターミナル・コンキリエを管理運営するために設立された会社であります。この5年間の施設管理業務内容について、町民組織である「厚岸味覚ターミナル・コンキリエ指定管理者評価委員会」を設置し、その委員会においてヒアリングの審査が実施され、令和3年1月25日に「厚岸味覚ターミナル・コンキリエの施設管理については、管理業務について問題点はない」との評価を受けたところであります。

町といたしましては、施設の設置目的並びに本施設が町における観光拠点施設であるとともに、観光情報の発信基地として重要な役割と使命を担っているなど、こうした状況を踏まえ、引き続き厚岸味覚ターミナル・コンキリエの施設管理は、厚岸味覚ターミナル・コンキリエ条例第4条の規定に基づき指定管理者に行わせ、その指定管理者の選定にあつては、厚岸町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第5条第1項第6号の「本町が出資している法人または公共団体もしくは公共的団体において、地域等の活力を積極的に活用した管理を行うことにより、施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成し、相当程度事業効果が期待できると思慮されるとき」の規定により、公募によらないで指定管理者の候補者を選定するため、同条第2項の規定により「株式会社厚岸味覚ターミナル」に指定管理者指定申請書の提出を求め、令和3年2月3日、厚岸町公の施設に係る指定管理者選定委員会で審査され、「指定管理者として適当」との意見が出されましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者の



指定について議会の議決を求めるものであります。

18ページをご覧いただきたいと思います。

議案書の記、以下について読み上げます。

- 1、公の施設の名称、厚岸味覚ターミナル・コンキリエ。
- 2、指定管理者の名称、厚岸町住の江2丁目2番地、株式会社味覚ターミナル。
- 3、業務の範囲。

(1) 厚岸味覚ターミナル・コンキリエ条例（以下「条例」という）第3条各号の掲げる事業に関する事。

(2) 条例第8条の利用の許可に関する事。

(3) 施設及び設備の維持管理に関する事。

(4) その他町長が定める業務。

- 4、指定の期間、令和3年4月1日から令和8年3月31日まで、としております。

なお、管理業務の詳細につきましては、本議案の議決後、指定管理者基本協定を締結することとなりますが、その基本協定書案を参考としてお配りしておりますので、参考にしていただきたいと存じます。

以上をもちまして、議案第20号の説明を終わります。

ご審議の上、ご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

●議長（堀議員） これより質疑を行います。

1番、竹田議員。

●竹田議員 厚岸味覚ターミナル・コンキリエ指定管理者基本協定書の案と書いてあるやつなのですが、これの第5条の(2)の2行目、なおから、自主事業の実施に要する費用は指定管理費には含まないものとする、次ページ、(4)自主事業、乙が甲の承諾を得て自己の責任と費用によって味覚ターミナルの設置目的により、効果的な達成のために実施する業務をいう、自主事業ですね、この自主事業の実施にする費用を指定管理に含めない、自主事業については効果的な達成のために実施する業務をいう、この解釈というのはちょっとすごく難しく、効果的な達成のために実施する業務であれば、指定管理費の中に含めてもいいのではないかというふうに自分自身だったら思うのです。効果的な達成のために実施する業務ですから。こういう解釈をするのであれば、指定管理費に含めてもいいのではないかというのが私のこの解釈なのですが、そうではないのだというのであれば、この自主事業の内容を確認の上、ご説明願いたいと思います。

●議長（堀議員） 観光商工課長。

●観光商工課長（尾張課長） 独自実施事業につきまして、参考例を申し上げますと、今はコロナ禍の中で実施はできておりませんが、例えば町民還元含めた中でオイスターデイナーなどの事業についても自主事業として行われているところでございます。

さらには、ゴールデンウィーク等含めた中で、やはり観光客の方が多く参られるわけですが、室内だけではなく、オープンスペースとして駐車場等を使った中でよ

りそういったお客様を受け入れ、もてなすための事業等も行っているところでございます。特に名称等はつけておりませんが、そういった中でいろいろ工夫をした中で、コンキリエの中での事業関係が行われているということでございます。

また、それに対する、事業に対する指定管理費に含めてもよろしいのではないかとのご意見、ただいまいただきましたが、あくまでも今まで独自の事業とした中で、やはり会社、企業として、確かに町が50%出資する第三セクターではございますけれども、会社独自の自主努力さらには企画としても事業として実施を行ってきているところでございますので、現在のところはそういった指定管理費に含めるというよりも、株式会社厚岸味覚ターミナル自体の独自の企画でもって、今後も実施を行っていただきたいと考えているところでございます。

●議長（堀議員） 1番、竹田議員。

●竹田議員 一般的な考え方から、ちょっと私の言うことが外れているのかは別として、普通の企業であれば自主事業、完璧に儲かるものであれば、これは誰しものが認める事業であると認識されるものであるならば、その自主事業は指定管理に含めてもいいのではないかと解釈になる。がしかし、この自主事業が自主的に工夫をしてやっている、そのものが、損と益に分かれるときに必ずしも益を得るものではないと解釈せざるを得なくなってくる。だったら、その自主事業についてはやめるべきという解釈になってくる。一般の企業にとっては、そういう解釈がなされるわけです。そういうことについて、もう一度伺いたいと思います。

●議長（堀議員） 観光商工課長。

●観光商工課長（尾張課長） 私のほうからは、自主事業の実施状況に関する事項ということで、私のご説明の言葉足らずもございました。受託者と行われている中、先ほど申し上げましたような町民還元用の事業も行っておりますけれども、やはり体験事業についても独自部分で別寒辺牛湿原のカヌーツーリングやアサリ堀体験ツアーなどの自主的な事業を行われた中で、こういった実績を上げていただいているといったこともございます。そういった中では、指定管理費に含めるというよりも独自の事業として、先ほど申し上げましたけれども、自主財源確保の中での事業として、今後とも実施をしていただきたいと考えております。

●議長（堀議員） 他に、質疑ございますか。

（な し）

●議長（堀議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（堀議員） 異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり決しました。

- 議長（堀議員） 昼食のため、休憩といたします。  
再開を午後1時といたします。

午前11時55分休憩

午後1時00分再開

- 議長（堀議員） 再開いたします。  
日程第5、議案第21号 指定管理者の指定についてを議題といたします。  
職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。  
町民課長。

- 町民課長（布施課長） ただいま上程いただきました「議案第21号 指定管理者の指定について」その提案理由と内容について、説明させていただきます。  
議案書19ページをお開きください。

先に、ご審議いただきました「議案第20号 指定管理者の指定について」と同様に、平成18年度より「厚岸町生活改善センター」の施設管理に導入した、地方自治法に基づく指定管理者制度を継続したく本議案を提出するものであります。

厚岸町生活改善センターの施設管理については、平成28年3月の厚岸町議会第1回定例会において、指定管理者の指定議決を経て、厚岸町商工会を指定管理者として、当該施設の管理運営を行ってききましたが、その指定管理期間が本年3月31日をもって満了となることから、引き続き、厚岸町生活改善センターの施設管理を、厚岸町生活改善センター条例第4条の規定に基づき、指定管理者による管理運営を行おうとするものであります。

指定管理者の選定にあたっては、厚岸町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例では、原則公募によることと規定されていますが、厚岸町生活改善センターについては、これまでの管理委託や指定管理者における実績を勘案し、厚岸町商工会に引き続き管理業務をしていただくことが最善の方法と考え、手続条例第5条第1項第6号に規定する「公共的団体」への指定管理者の候補者の選定を根拠とし、公募によらない指定管理者の候補者の選定とするため、同条第2項の規定により厚岸町商工会に指定管理者指定申請書の提出を求めたところであります。

この申請書について、令和3年2月3日、手続条例に定めるところの厚岸町公の施設に係る指定管理者選定委員会で審査され、指定管理者として適当との意見が出されましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者の指定について、議

会の議決を求めるものであります。

議案書の記、以下について読み上げさせていただきます。

1、公の施設の名称、厚岸町生活改善センター。

2、指定管理者の名称、厚岸町港町2丁目49番地、厚岸町商工会。

3、業務の範囲。

(1) 厚岸町生活改善センター条例第7条の利用の許可に関すること

(2) 施設及び設備の維持管理に関すること。

(3) その他町長が定める業務。

4、指定の期間、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間であります。

なお、お手元に「議案第21号 参考資料」として「厚岸町生活改善センター基本協定書(案)」を配付しておりますので、参考にとしてください。

以上、簡単な説明ではありますませんが、提案理由と内容の説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

●議長（堀議員） これより質疑を行います。

(なし)

●議長（堀議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

●議長（堀議員） 日程第6、議案第22号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

町民課長。

●町民課長（布施課長） ただいま上程いただきました「議案第22号 指定管理者の指定について」その提案理由と内容について、説明させていただきます。

議案書20ページをお開きください。

先に、ご審議いただきました「議案第20号、21号 指定管理者の指定について」と同様に、平成18年度より「山の手会館やまびこ'05」の施設管理に導入した、地方自治法に基づく指定管理者制度を継続いたしたく本議案を提出するものであります。

山の手会館やまびこ'05の施設管理については、平成28年3月の厚岸町議会第1回定例会において、指定管理者の指定議決を経て、山の手自治会を指定管理者として、当該

施設の管理運営を行ってきましたが、その指定管理期間が本年3月31日をもって満了となることから、引き続き、山の手会館やまびこ'05の施設管理を、厚岸町住の江山の手地区集会所条例第4条の規定に基づき、指定管理者による管理運営を行おうとするものであります。

指定管理者の選定にあたっては、厚岸町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例では、原則公募によることと規定されおりましたが、当該施設については協働のまちづくり事業のモデルとして管理運営費用を地元自治会が負担をする提案を受け建設した経過があり、手續条例第5条第1項第6号に規定する「公共的団体」への指定管理者の候補者の選定を根拠とし、公募によらない指定管理者の候補者の選定とするため、同条第2項の規定により山の手自治会に指定管理者指定申請書の提出を求めたところであります。

この申請書について、令和3年2月3日、手續条例に定めるところの厚岸町公の施設に係る指定管理者選定委員会で審査され、指定管理者として適当との意見が出されたので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者の指定について、議会の議決を求めるものであります。

議案書の記、以下について読み上げさせていただきます。

1、公の施設の名称、山の手会館やまびこ'05。

2、指定管理者の名称、厚岸町山の手1丁目1番地、山の手自治会。

3、業務の範囲。

- (1) 厚岸町住の江山の手地区集会所条例第3条各号に掲げる事業に関すること。
- (2) 条例第7条の利用の許可に関すること。
- (3) 施設及び設備の維持管理に関すること。
- (4) その他町長が定める業務。

4、指定の期間、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間であります。

なお、お手元に「議案第22号 参考資料」として「山の手会館やまびこ'05基本協定書」を配付しておりますので、参考にとしてください。

以上、簡単な説明ではありますが、提案理由と内容の説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご承認いただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

●議長（堀議員） これより質疑を行います。

1番、竹田議員。

●竹田議員 21号の生活改善センターの協定書というやつの19条、事業報告のほうの、それから今回のこの山の手22号の19条の部分。やまびこのほう、それから生活改善センターの協定書、これ指定の期間は令和3年4月1日から8月31日までということで、両方とも同じくなっているのですけれども、やまびこのほうの指定管理のほうには、19条、5月の末日と書いてあるのですけれども、生活改善センターのほうは同じ事業報告書が4月の末日になっているのです。この5月の末日と4月の末日のこの違いというのは何なのでしょう。

●議長（堀議員） 町民課長。

●町民課長（布施課長） お答えさせていただきます。

総会の時期が3月にありますことから、ちょっと時期が違って1カ月ずれているから時期が違っていると思います。ちょっと確認させていただいてよろしいでしょうか。

●議長（堀議員） 休憩いたします。

午後1時11分休憩

午後1時19分再開

●議長（堀議員） 再開します。

副町長。

●副町長（會田副町長） これまでと変わらない中での協定の内容なのですが、商工会につきましても、5月に例年開かれる総代会に関わらず、4月の初めをもって、この事業報告、この指定管理の事業報告については準備ができるということで4月の末日としてきたと。山の手自治会につきましても、例年5月に総会が開かれるということで5月末日とこれまでも定めてきていると。先ほどもコンキリエもそうですけれども、これもコンキリエは5月に行われますので5月末日までとしていると。ただ、今回改めて協定を組みますので、商工会のほうと改めて協議をしまして、4月末日でこれまでどおりいいのか、それとも5月末日、1カ月伸ばしたらいいのかということについては商工会のほうとお話をさせていただきたいと思います。

●議長（堀議員） 1番、竹田議員。

●竹田議員 指定管理で同じような形態ですよ。やはり、僕もぱっと聞いたときに、ばんばんと答えられないということは、やはり所管する役場としても統一して同じ時期に集約しておいたほうが、ここはあれで、こっちはあれでというふうに、AもBもCもいろいろつくらないほうが事務的な部分については簡素化というか、頭にもきちんと入るし、そういうふうに統一性をもたしたほうがいいのではないかと思うのです。その辺も含めて。

●議長（堀議員） 副町長。

●副町長（會田町長） 指定管理を始めたときの事業報告書の提出期限がどういうふうなことでそういう取り決めになったのかということについて、事務の継承がされていなかったことにつきましては、お詫びを申し上げます。ただ、それぞれの団体の事情というものもございますので、その辺を汲み取りながら、できる限りこちらのほうの事務の簡

素化も含めて検討してまいりたいと思います。

- 議長（堀議員） 他に、質疑ございますか。

（なし）

- 議長（堀議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

- 議長（堀議員） 日程第7、議案第23号 損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

スポーツ課長。

- スポーツ課長（高橋課長） ただいま上程いただきました議案第23号、損害賠償の額を定めることについて、その提案内容をご説明申し上げます。

議案書21ページをお開き願います。

自動車事故による損害を次のとおり賠償することについて、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容について説明申し上げます。

1、損害賠償の相手方でございますが、厚岸郡厚岸町宮園3丁目75番地、柳悠仁氏であります。

2、事故の概要であります。令和2年11月7日午前8時17分頃、厚岸町宮園3丁目5番地先、しんりゅう保育所付近の交差点において、スポーツ課職員が職務上町有車両を運転し、スポーツ少年団の送迎のためB&G海洋センターから同交差点に徐行し侵入したところ、町道宮園鉄北通りから同交差点へ進入してきた相手側車両と衝突し、相手方車両の前面と町有車両の助手席側側面が破損したものであります。

なお、過失割合は、双方の進路に一時停止の標識がないことから、町が50%であります。

3、損害賠償額であります。金53万円であります。

安全運転を推進する立場の職員がこのような事故を起こし、大変申し訳なく反省しているところであります。

幸いにして両者にけがはなく、また、スポーツ少年団員の乗車はありませんでしたが、今後の再発防止に向け、徹底した指導を行っていきたく存じます。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（堀議員） これより質疑を行います。

（なし）

- 議長（堀議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

- 議長（堀議員） 日程第8、議案第24号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

建設課長。

- 建設課長（渡部課長） ただいま上程いただきました議案第24号「工事請負契約の締結について」提案理由及び内容をご説明申し上げます。

議案書22ページをお開き願います。

次のとおり工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

太田門静間道路は、門静地区を通る国道44号から太田地区へ抜ける幹線道路であり、また、石山への道路としても利用され、比較的大型車両が多く通行する道路となっております。

その道路状態は、経年劣化等により路面にひび割れやわだちが発生し通行に支障を来しており、また、旧尾幌1号川にかかる「ホマカイ橋」も建設から約40年が経過し、老朽化が進んでいることから、路線全体の見直しと改修が必要と判断し、平成23年度から調査を始め、令和4年度までの事業期間として、防衛省の補助を受けて事業を実施しているものであります。

これまでには、ホマカイ橋の架け替え、軟弱地盤対策、法面对策、起点部交差点位置の変更及び門静側から太田川へ延べ2,935.38メートルの改良舗装を行っております。

今年度は、さらに太田川に向かい、改良舗装工事を行うものであります。

契約の内容であります。1として、工事名、（令和2年度国債）太田門静間道路改良舗装工事。

2として、工事場所、厚岸町太田。



3として、契約の方法、地方自治法施行令第167条第3号による指名競争入札で7者の参加によるものです。

4として、請負金額、6,765万円。

5として、請負契約者は、厚岸郡厚岸町真栄2丁目256番地、株式会社宮原組であります。

23ページをお開き願います。

参考といたしまして、1、工事概要ですが、道路改良舗装工として、延長257メートル、幅員7.50メートル。道路の断面構成は、表層、密粒度アスコン、厚さ3センチ。基層、粗粒度アスコン、厚さ4センチ。上層路盤工、アスファルト安定処理、厚さ5センチ。下層路盤工、ゼロから40ミリメートル砕石、厚さ40センチ。凍上抑制層、山砂、厚さ40センチ。

2、工期ですが、着手は、契約締結日の翌日、完成は令和3年9月30日までとするものであります。

3、参考として、位置図、平面図、道路構造図は、別紙説明資料のとおりです。

24ページをお開きください。

今回の施工位置ですが、図面右中央の丸で囲った部分、門静地区と太田地区を結ぶ町道、「太田門静間道路」の太田側となります。

25ページをお開きください。

平面図左側が、起点である国道44号側、右側は終点であります太田地区になります。

今年度は、図面中央の「令和2年度国債施工区間」の改良舗装工、延長257メートルとなります。

図面、右下には改良舗装工の道路構造図を示しております。

車が通る幅片側2.75メートルは変わらないものの、路肩は0.75メートルから1.0メートルとなり、全体幅では現道より0.5メートル広くなり、7.00メートルが7.50メートルとなります。

なお、別途、お手元には参考資料といたしまして、2月2日に執行いたしました「指名競争入札結果」を配付させていただいておりますので、ご参照願います。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

●議長（堀議員） これより質疑を行います。

（なし）

●議長（堀議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

●議長（堀議員） 日程第9、議案第25号 町道路線の認定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

建設課長。

●建設課長（渡部課長） ただいま上程いただきました議案第25号「町道路線の認定について」提案理由及び内容についてご説明申し上げます。

議案書26ページをお開き願います。

議案第25号「町道路線の認定について」でございます。

次のとおり町道路線を認定するため、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案書27ページ「議案第25号説明資料」に位置を示しておりますので、ご覧願います。

このたび、新たに町道認定しようとする路線は、町道住の江町海岸通りに隣接する私道で、昭和52年に建築基準法に基づく「道路の位置の指定」を受けた道路であります。

昨年10月にこの土地の所有者から、この道路部分について、町へ寄付の申し出がありました。

既設道路の現状は、砂利道で幅員が約6メートルの行き止まり道路であります。回転用地を有し、住宅4軒が使用している生活道路であり、町道として幅員等の基準を満たしている道路であることから、寄付を受け町道路線として認定をしようとするものです。

議案書26ページにお戻りください。

路線番号631、路線名住の江14号線、区間として、起点、住の江1丁目39番地1地先、終点、住の江1丁目32番地、参考として、延長36.89メートル、敷地幅員5.89から6.17メートルであります。

以上、簡単な説明であります。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

●議長（堀議員） これより質疑を行います。

1番、竹田議員。

●竹田議員 この路線のあとに、この辺、雨水の側溝とかがないように思っていたのですが、町道認定になって、あそこは都市計画税をいただいている範囲であるということもあって、今後その側溝、雨水関係の収集関係に移っていかなければならないのではないかと、そういう町としての計画はどのように考えているか。

それと、敷地の幅員の説明で、課長5.89から6.17と言ったのですけれども、私たちの資料には5.93から6.17になっていたのですけれども、この違いというのはどういうふう

に解釈したらいいのでしょうか。

●議長（堀議員） 建設課長。

●建設課長（渡部課長） お答えいたします。

まず、敷地の雨水の関係でございますが、私ども、この寄付のお話いただいた後に現地のほう調査させていただいた上で、小売りをしている町民の方にも実際お話を聞いて、大雨降ったときの水の状況、要は路面の水の状況どうでしょうかということで確認はしてきました。その上で、ご質問者おっしゃるとおり排水施設ない道路ではありますが、水貯まりませんということで、貯まらないという状況は口頭ではありますが確認はさせていただいているところなのですが、ご質問者おっしゃるよう今後、最近は予想を超えるような雨がやはり多いという状況の中では、経過観察しながら、もし道路、通行上支障があるようであれば、今後計画的に雨水側溝を整備するなり考えていきたいとは考えてございます。ただ、今いつまでに何をということはお答えできないので、御了承いただきたいと思います。

それから、敷地幅員の件でございますが、私5.93メートルというところを誤って説明してしまいまして、延長の説明で、単純な間違いでございまして、延長が36.89メートル、これが正しい長さになります。延長になります。大変申し訳ございません。

敷地幅員も5.93メートルから6.17メートル、こちらの幅員が正しい幅になります。大変申し訳ございません。

●議長（堀議員） 他に、質疑ございますか。

（な し）

●議長（堀議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

●議長（堀議員） 日程第10、議案第26号 厚岸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

町民課長。

●町民課長（布施課長） ただいま上程いただきました、議案第26号 厚岸町国民健康保

険税条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由と条例案の内容についてご説明申し上げます。

議案書28ページをお開き願います。

議案第26号「厚岸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」であります。

このたびの改正は、令和3年1月28日に北海道から示された令和3年度の「国民健康保険事業費納付金」及び「標準保険料率」を基に、厚岸町国民健康保険税条例の保険税率の改定を行おうとするものであります。

改正内容の説明については、別に配付している「議案第26号説明資料①厚岸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表」及び「議案第26号説明資料②国民健康保険税率の改正（案）」により行わせていただきますが、あわせて、「参考資料、関係法令の抜粋及び用語の説明」を配付しておりますのでご参考としてください。

それでは、新旧対照表の1ページをご覧ください。

第5条の改正は、基礎課税額における被保険者均等割額を「3万2,000円」から「2万8,000円」に改めるものであります。

第5条の2の改正は、基礎課税額における世帯別平等割額を改めるもので、第1号が特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯で「2万2,000円」から「3万円」に、第2号は特定世帯で「1万1,000円」から「1万5,000円」に、第3号が特定継続世帯で「1万6,500円」から「2万2,500円」に改めるものであります。

第7条の改正は、後期高齢者支援金等課税額における被保険者均等割額を「1万円」から「8,000円」に改めるものであります。

第7条の2の改正は、後期高齢者支援金等課税額における世帯別平等割額を改めるもので、第1号が特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯の平等割額を「7,000円」から「9,000円」に、第2号が特定世帯の平等割額を「3,500円」から「4,500円」に、第3号が特定継続世帯の平等割額を「5,200円」から「6,750円」に改めるものであります。

第9条の改正は、介護納付金課税額における被保険者均等割額を「9,000円」から「8,000円」に改めるものであります。

第9条の2の改正は、介護納付金課税額における世帯別平等割額を「5,000円」から「6,000円」に改めるものであります。

2ページをご覧ください。

第21条の改正は、保険税の減額に関する規定で、第1号は「7割軽減」、第2号は「5割軽減」、第3号は「2割軽減」に該当する場合に、それぞれ減額する額を定めております。

同条第1号の7割軽減のアは、基礎課税額における被保険者均等割額を「2万2,400円」から「1万9,600円」に、同号イは、基礎課税額における世帯別平等割額で（ア）が特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯で「1万5,400円」から「2万1,000円」に、（イ）が特定世帯で「7,700円」から「1万500円」に、（ウ）が特定継続世帯で「1万1,550円」から「1万5,750円」に改め、同号ウは、後期高齢者支援金等課税額において被保険者均等割額を「7,000円」から「5,600円」に改めるものであります。

3ページになります。

同号エは、後期高齢者支援金等課税額における世帯別平等割額で、上記イと同様に

(ア) が特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯で「4,900円」から「6,300円」に、(イ) が特定世帯で「2,450円」から「3,150円」に、(ウ) が特定継続世帯で「3,675円」から「4,725円」に改めるものであります。また、同号オは、介護納付金課税額における被保険者均等割額を「6,300円」から「5,600円」に、同号カは、介護納付金課税額における世帯別平等割額を「3,500円」から「4,200円」に改めるものであります。

同条2号の5割軽減のアは、基礎課税額における被保険者均等割額を「1万6,000円」から「1万4,000円」に、同号イは、基礎課税額における世帯別平等割額で、(ア) が特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯で「1万1,000円」から「1万5,000円」に、(イ) が特定世帯で「5,500円」から「7,500円」に、(ウ) が特定継続世帯で「8,250円」から「1万1,250円」に改め、同号ウは、後期高齢者支援金等課税額において被保険者均等割額を「5,000円」から「4,000円」に改めるもので、同号エは、後期高齢者支援金等課税額における世帯別平等割額で、上記イと同様に(ア) が特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯で「3,500円」から「4,500円」に、(イ) が特定世帯で「1,750円」から「2,250円」に、(ウ) が特定継続世帯で「2,625円」から「3,375円」に改めるものであり、同号オは、介護納付金課税額における被保険者均等割額を「4,500円」から「4,000円」に、同号カは、介護納付金課税額における世帯別平等割額を「2,500円」から「3,000円」に改めるものであります。

4ページになります。

同条3号の2割軽減のアは、基礎課税額における被保険者均等割額を「6,400円」から「5,600円」に、同号イは、基礎課税額における世帯別平等割額で、(ア) が特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯で「4,400円」から「6,000円」に、(イ) が特定世帯で「2,200円」から「3,000円」に、(ウ) が特定継続世帯で「3,300円」から「4,500円」に改め、同号ウは、後期高齢者支援金等課税額において被保険者均等割額を「2,000円」から「1,600円」に改めるもので、同号エは、後期高齢者支援金等課税額における世帯別平等割額で、上記イと同様に(ア) が特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯で「1,400円」から「1,800円」に、(イ) が特定世帯で「700円」から「900円」に、(ウ) が特定継続世帯で「1,050円」から「1,350円」に改めるものであり、同号オは、介護納付金課税額における被保険者均等割額を「1,800円」から「1,600円」に、同号カは、介護納付金課税額における世帯別平等割額を「1,000円」から「1,200円」に改めるものであります。

説明資料②をご覧ください。

1ページ目は、国民健康保険税の課税の区分となる「基礎課税額」「後期高齢者支援金等課税額」「介護納付金課税額」の区分ごとに、それぞれ「応能分」となる、「所得割額」の率、「応益分」となる、被保険者一人一人にかかる「均等割額」及び世帯ごとにかかる「世帯平等割額」の額について、「現行の税率」、「北海道が示す標準的な保険料率」、「令和3年度に行おうとしている税率の改正(案)」について比較している表であります。

令和3年度の改正(案)の具体的な内容につきましては、「応能分」となる所得割の税率については、全ての区分において、今回は改正を予定しておりません。

被保険者の皆さんに等しくかかる「応益分」について、今回、改定を行おうとする内

容は、「基礎課税額」では、均等割額、現行3万2,000円を2万8,000円に、世帯平等割額、現行2万2,000円を3万円に、「後期高齢者支援金等課税額」では、均等割額、現行1万円を8,000円に、世帯平等割額、現行7,000円を9,000円に、「介護納付金課税額」では、均等割額、現行9,000円を8,000円に、世帯平等割額、現行5,000円を6,000円に改正する内容であります。

この改正は応益分の中で、均等割額、世帯平等割額の割合が、これまで7対3だったものを、実態として多い6対4とし、統一保険料へ向けた年次的な改正として行うものであります。

次に、説明資料の3ページ目は、現行の保険税率で、「所得別」、世帯の「被保険者数別」にかかる保険税額について、シミュレーションを行ったもので、4ページは、今回行おうとしている税率改正（案）を適用したときに「所得別」、それから対の「被保険者数別」にかかる保険税額について、シミュレーションを行ったもので、5ページは、3ページ、4ページで行った、現行と改正（案）での保険税額のシミュレーションの差額の表であります。世帯全員に係る均等割額が減額となり、世帯平等割額が増額となるため、1人世帯では税額が増えることとなり、2人以上の世帯では限度額に達するまでは減額となります。このことから、現行税率での税額と改正案税率での税額を比較すると、町全体で約260万円が減額となります。現時点で1人世帯は710世帯あり増額となりますが、複数世帯は734世帯で減額に達していない場合は減額となります。

6ページは、増減割合で記載したものであります。

議案書29ページにお戻りください。

附則であります。

第1項は「施行期日」で、この条例は令和3年4月1日から施行するものであります。

第2項は「適用区分」で、改正後の厚岸町国民健康保険税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の保険税について適用し、令和2年度分までの保険税については、なお、従前の例とするものであります。

以上、簡単な説明でございますが、提案理由と改正内容の説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

●議長（堀議員） これより質疑を行います。

（な し）

●議長（堀議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

- 議長（堀議員） 日程第11、議案第27号 厚岸町手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

町民課長。

- 町民課長（布施課長） ただいま上程いただきました議案第27号「厚岸町手数料条例の一部を改正する条例の制定について」その提案理由と条例案の内容についてご説明申し上げます。

議案書30ページをご覧ください。

「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」における、住民基本台帳法の一部改正が令和元年6月20日に施行され、「住民票の除票の写し、戸籍の附票の写し」に係る交付の取扱が明確に規定されたことから、厚岸町手数料条例の別表に規定する「手数料を徴収する事務」のうち、戸籍の附票及び住民票の交付に係る部分を改める必要があるため、本条例を制定するものであります。

なお、改正内容の説明は、議案第27号説明資料の新旧対照表により行わせていただきますが、あわせて「議案第27号参考資料、関係法令抜粋」を配付しておりますのでご参考としてください。

それでは、新旧対照表をご覧ください。

別表の1「戸籍及び住民基本台帳等に関するもの」の、現行の第8号「戸籍の附票全部の写しの交付」と第9号「戸籍の附票一部の写しの交付を、改正後は、住民基本台帳法の規定にあわせ「戸籍の附票の写し」とし、一つの号として、第8号「戸籍の附票の写しまたは戸籍の附票の除票の写しの交付」とし、次に、現行の第10号「世帯全部に係る住民票の写しの交付」と第11号「世帯一部に係る住民票の写しの交付」を、改正後は、住民基本台帳法の規定にあわせ「住民表の写し」とし、一つの号として、第9号「住民票の写しまたは住民票の除票の写しの交付」とし、次に、現行の第12号「住民票記載事項証明書の交付」を、改正後は、号番号を繰り上げ第10号とし、「住民票記載事項証明書または住民票の除票記載事項証明書の交付」とし、次に、現行の第13号から第17号をそれぞれ2号ずつ繰り上げるものであります。

なお、現行の申請書には既にこれらの項目は記載されているため、この改正による取扱の変更はないことを申し添えます。

議案書31ページにお戻りください。

附則であります。

この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

●議長（堀議員） これより質疑を行います。

（な し）

●議長（堀議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

●議長（堀議員） 日程第12、議案第28号 厚岸町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

町民課長。

●町民課長（布施課長） ただいま上程いただきました議案第28号厚岸町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由と条例案の内容についてご説明申し上げます。

議案書32ページをお開き願います。

議案第28号「厚岸町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例」であります。

令和元年5月22日に公布された「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」のうち、「オンライン資格確認の導入」に関する部分が令和2年10月1日から施行されています。

「オンライン資格確認」とは、個人番号カードのICチップまたは被保険者証の記号・番号等によりオンラインで医療保険の被保険者資格の確認をすることで、この個人番号カードによるオンライン資格確認が、令和3年3月から運用開始となります。

この運用開始に伴い、保険医療機関等の受診の際に提示する被保険者証や組合員証に加えて、個人番号カードによるオンライン資格確認も対象とするため、厚岸町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正するものであります。

改正内容の説明については、別に配付している「議案第28号説明資料 厚岸町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の新旧対照表」により行わせていただきますが、あわせて「議案第28号参考資料 関係法令の抜粋」を配付しておりますので参考としてください。

それでは、新旧対照表をご覧ください。



第7条は保険医療機関で医療を受けようとするときの被保険者証及び組合員証を受給者証と提示する規定で、現行の「、医療を受けようとするときは」を読点を削り、次に、現行の「被保険者証または組合員証及び」を「医療保険各法の規定による電子資格確認等により、被保険者または被扶養者であることの確認を受け、」に改めるものであります。

なお、個人番号カードにより保険医療機関で医療を受けようとするときは、それぞれの保険医療機関がオンライン資格確認を行うための「カードリーダー」を導入する必要があるため、導入していない病院では利用ができないこととなります。町内の状況では、町立厚岸病院では導入に向け調整中で、その他の期間では未定とのことであります。

議案書32ページにお戻りください。

附則であります。

この条例は公布の日から施行するものであります。

以上、簡単な説明でございますが、提案理由と改正内容の説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

●議長（堀議員） これより質疑を行います。

5番、南谷議員。

●南谷議員 条例のことについては、実施されるということについては異議はないのです。ただ、対象者が、こんなこと言ったら失礼かもしれないですけども、重度の心身者、それから家族構成なんかもなかなかひとりとかという人が対象になるということであれば、現状、この制度が変わったことも含めて、周知の方法というか、町内の病院も、この釧路管内の病院もそうだと思うのですけれども、実際にこの実態というのは今の説明ではないのです。今後始まるのだらうと思うのですけれども、その辺の対応というのは、今の時点では制度は改正しますよと言っているけれども、実態が余りないと。将来なっていくのでしょけれども、その対象者の皆さんにどのような周知をされていくのですか。

●議長（堀議員） 町民課長。

●町民課長（布施課長） お答えさせていただきます。

現状、今、3月からと申し上げましたが、実際3月4日からこれをテストの状況で運用を、テストとして開始しまして、3月下旬から本格運用となる予定であります。先ほども言いましたように、実際使える病院ですけども、町内では今のところはない。今、実際には、その運用の今テストをやっている機関も全国で19機関しかございません。実際、です。その申請をしているところでも、システムの導入は全国でも3分の1程度にしかならないのではないかとということも言われております。これは病院のほうで導入しなければ利用はできませんので、どちらかという、そちらの医療機関のほう

うが利用できるというような周知を図っていくべきものだとは思いますが、私どもものほうとしても、そういう声があれば、といいますか、周知はしていかなければならないのですが、実際使えるというところが少ないので、その辺は使える病院の状況を見ながら周知も考えていきたいと思っております。

- 議長（堀議員） 他に、質疑ございますか。

（なし）

- 議長（堀議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

- 議長（堀議員） 日程第13、議案第29号 厚岸町高齢者等及び身体障害者生活支援事業条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

- 保健福祉課長（亀井課長） ただいま上程いただきました議案第29号「厚岸町高齢者等及び身体障害者生活支援事業条例の一部を改正する条例の制定について」その提案理由及び内容について、ご説明申し上げます。

この条例で定めている高齢者等及び身体心身障害者生活支援事業は、65歳以上の高齢者及び身体障害者手帳の交付を受けた町民に対して提供する、介護保険給付サービス以外の町独自の福祉サービスを規定しております。

現在、当町では、除雪サービス事業をはじめ、九つの事業を実施しております。

このたびの改正は、二つの理由によるものです。

一つ目は、これまで厚岸町社会福祉協議会に委託しているハートコール事業を厚岸町社会福祉協議会の事業として実施することに伴い、町の事業として廃止する内容であります。

このハートコール事業は、令和3年2月現在で3名の方が利用しており、ひとり暮らしの高齢者を対象として定期的に電話連絡をし、日々のコミュニケーションを図っております。

ひとり暮らしの高齢者世帯の増加により、見守りや安否の確認をする需要が高まっていることから、今後は、電話での日々のコミュニケーションのほかに、ひとり暮らしの高齢者の自宅を訪問してコミュニケーションを図ることで、見守りや安否の確認を含め

た事業として、さらなる充実を図るため、町の事業から厚岸町社会福祉協議会の独自の事業として行うことにより、地域住民同士の支え合いの推進やボランティア等の活用など、充実した事業を発展できるものであります。

二つ目は、生きがい活動支援通所事業、生活管理指導短期宿泊事業及び生活管理指導員派遣事業の三つの事業について、利用者が負担する金額を改正しようとするものです。

これら三つの事業は、介護保険法に基づく給付サービスに類似した事業で、委託先事業者においても介護保険サービス事業者が実施し、サービスを提供しています。

利用者負担金額は、介護保険法の介護報酬単価を参考に定めていることから、現行の介護報酬単価の1割相当分に合わせて改正するものです。

お手元に配付の、議案第29号説明資料「厚岸町高齢者等及び身体障害者生活支援事業の一部を改正する条例 新旧対照表」をご覧ください。

1 ページをご覧ください。

第2条第8号で規定しているハートコール事業について、事業の廃止に伴い、これを削り、第9号に規定する事業を第8号に繰り上げる改正であります。

下段の第3条第8号について、2ページにわたり、同様にハートコール事業を削り、第9号を第8号に繰り上げる改正であります。

第5条は利用者負担及び実費に相当する費用の徴収を定める内容であります。

第1項は、利用者負担を徴収する規定に、ただし書きを加え、生活保護法に規定する被保護者を無料とする規定を加える改正であります。

介護保険法の給付サービスを利用した被保護者については、9割分が保険給付、本来負担する1割分が生活保護法に基づく介護扶助の適用を受けているため、被保護者に対しての介護サービスの利用者負担は、実費分を除き、原則負担が生じていないことになっています。

つきましては、ただし書きを加える改正により、生活保護法に基づく被保護者に対し、介護保険の給付サービスと同様に利用者の負担が生じない取扱いにしようとするものであります。

第2項第1号は、生きがい活動支援通所事業に係る1日当たりの利用者負担の額を、「510円」から「420円」に改めるものです。

この生きがい活動支援通所事業は、元気で自立している高齢者が利用するいわゆる「デイサービス」で、令和3年2月時点で、2名の方が利用しております。

現行の介護保険法に基づく、国が定めている通所型サービスの単価から、「要支援1」の認定者が支払う1日当たりの利用者負担額に合わせたものであります。

第2項第2号は、生活管理指導短期宿泊事業に係る1日当たりの利用者負担の額を「650円」から「490円」に、ユニット型個室の場合は「570円」に改めるものであります。

この、生活管理指導短期入所事業は、施設の空きベッドを活用し、短い間、施設に宿泊利用できるいわゆる「ショートステイ」であります。

現行の介護保険法に基づく、介護予防短期入所生活介護の単価から「要支援1」の認定者が支払う1日当たりの利用者負担の額及びユニット型の個室を利用した場合に合わ

せたものであります。

第2項第3号は、生活管理指導員派遣事業に係る1時間当たりの利用料金を「280円」から「330円」に改めるものです。

生活管理指導員派遣事業は、元気で自立している高齢者に対して提供するいわゆる「ヘルパーサービス」で、令和3年2月現在、2名の方が利用しております。

現行の介護保険法に基づく、国が定めている訪問型サービスの単価から、「要支援1」の認定者が支払う1時間当たりの利用者負担の額に合わせたものであります。

各事業の利用者が受ける影響金額として、生きがい活動支援通所事業については、2名の利用者で月当たり「1,270円」の減、生活管理指導員派遣事業については、2名の利用者で月当たり「800円」の増と試算しています。

なお、生活管理指導短期宿泊事業につきましては、10年以上実績がない状況でございます。

附則第3項は、生活保護に基づく被保護者に対して、利用者負担の額を2分の1に減が減額する規定でありましたが、第5条第1項にただし書きを加える改正で無料としたため、この項を削る内容であります。

恐れ入りますが、議案書の34ページにお戻り願います。

附則であります。

附則第1項は、施行期日で、この条例は令和3年4月1日から施行しようとするものであります。

附則第2項は、この条例の施行日前に利用したサービスに係る利用者負担については、なお従前の例によるものとしてございます。

以上、大変簡単な説明ではありますが、ご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

●議長（堀議員） これより質疑を行います。

5番、南谷議員。

●南谷議員 第2条ですか、厚岸町が行うことができる生活支援事業のうち、ハートコール事業を町は事業主体としてやっていたということなのですけれども、今度は社協のほうに委託をして実施すると。今までも町がやっていたけれども、実際には社協さんをお願いしてやっていたと理解をしております。今後は、社協の事業としてやっていくよということに理解をさせていただきました。そのことで社協では今まで以上に電話での安否の確認だけではなくて、訪問も含めて、見守りの確認をされるなど、そういう、むしろ対象者にとってはありがたい制度だなと私も理解をさせていただきました。

それでお尋ねするのですけれども、今までも厚岸町がやっていた事業ですよということですから、委託のような格好を取っていたと思うのです。形の上では。実際に社協さんがやっているから。費用というものは払っていたと思うのです。町として拠出していたと思うのです。その数字が幾らになるのか。

それから、今度は実際に今までの作業量より増えるわけですよ。社協のお願いするのだけれども、電話で安否確認していただいただけではなくて、今度は実際に訪問の作業も出

てくると。その辺も含めて、この委託料というのではないですけども、助成というのはどうなのでしょう。事業費というか、実際にかかるものは、作業量は増えるわけですよ。ですから、今まで払っていたものが幾らで、今後どうなるのか説明をしてください。

●議長（堀議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（亀井課長） お答えをさせていただきます。

ハートコール事業の現状の委託料でございますけれども、年間6万8,000円ほどで委託しておりました。今後でございますけれども、このほかに町から社会福祉協議会に委託しております地域生活支援体制事業というものもございます。この内容につきましては社会福祉協議会の職員が地域に入ってコミュニティ事業ですとか、例えばコミュニティカフェとかというような事業もやっておりましたが、それらの地域の方々と交流、そういう事業を行っております。その内容、事業費につきましても委託しているというふうに申し上げましたが、約600万円ほどを支払う委託料で委託しております。

このたび、社会福祉協議会の事業としてということでやっていただくわけですけども、費用につきましては従来委託しておったハートコール事業の6万8,000円ほどをその600万円の委託の中で事業を展開していただいてもらおうと考えております。

●議長（堀議員） 5番、南谷議員。

●南谷議員 そうすると、今まで委託というわけではないですけども、町の事業だから社協さんにやってもらっても6万8,000円は今度は払わなくていいよと。今までと同じく600万円払っていたその中でやってくださいと。町とすれば財源のことだから、それがいい悪いは解釈の仕方だけですけども、社協としてはちょっと厳しく、町としたら財政的にはよかったなど。こういう理解でよろしいのでしょうか。それで、後で説明してください。

それともう1点ちょっと聞きたいのですが、さっきの説明を聞いていたのですけれども、ちょっと理解できなかったところがあるものですから、確認をさせていただきます。このいただきました資料です。資料の第5条、この5条の中の右側なのですけれども、5条の2項、（1）、（2）、（3）とあります。上、（1）、（2）が値下がりしています。そして（3）が逆に上がっています。若干。こういう実態にあると。この辺について、何で片一方は上がって、片一方は下がっているのかなと。国の改正が基準になって改正をされるのでしょうかけれども、この要因について、町としてどんなふうに捉えてこういうセットになったのかなと。この要因について説明をしてください。

●議長（堀議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（亀井課長） ご説明させていただきます。

まず、ハートコール事業の財源のことでございますけれども、生活支援体制整備事業

という従来も委託しているものにつきましても、社協さんの職員の1名相当での内容で事業を展開していただいております。社協さんとの打ち合わせもさせていただいたのですけれども、同じ方がこの業務に従事していただけるというようなことになっておりますので、それを含めて、6万8,000円の中を財源としては町が減る、社協さんが増えるということではございますけれども、その辺を打ち合わせ済みということでございますので、その事業費、委託料の中でお願いするという事で整っておりますので、ご理解願いたいと思います。

それと、このたびの第5条第2項に規定する費用でございますけれども、このたび国のほうで介護報酬の見直しがなされております。従来もこれに準じた形での設定とさせていただきますので、その要因と申しますか、内容でございますけれども、まず第5条第2項第1号でございます。1日当たり510円を420円に改めるというものでございますが、この事業名につきましては、生きがい活動支援通所事業というものでございます。この報酬単価が、対象者につきましては要介護、要支援を受けていない方なのでございますけれども、設定といたしましては要支援1に該当する項目ではじかせていただいております。その改定単価が1日当たり380単位という言葉なのですけれども、イコール380円になります。それに、あと処遇改善加算という項目もございまして、これが一月当たり約4.3%となっております。さらに特定地域加算ということで、こちら過疎地域ということもございまして、それについては1.2%上乗せとなっております。それら1日当たりの380単位と4.3%、それと1.2%の三つを合計いたしますと420円ということになりますので、円単位は円以下は切り捨てて420円と設定させていただきます。

続きまして、2号の650円から490円に改めるものでございますけれども、これにつきましては生活管理指導短期宿泊事業というものでございます。これは実際、この10年以上実績がなかったわけでございますけれども、設定の根拠、要因といたしましては、介護報酬の単価が438円と1日当たりとなっております。それに加算が18円、それと特定処遇加算というものがございまして、それらを合計すると496円ですとか、577円というような数字になりましたので、端数を処理しまして、それぞれ490円、570円と設定させていただきます。

続きまして、第3号の280円から330円に改めさせていただこうとする事業でございますが、これは生活管理指導員派遣事業ということで、ヘルパーさんに支払うものでございますけれども、これが1時間当たり267単位となっております。267円です。それに特別地域加算が15%、それと処遇改善の加算というものも10%ございますので、これを乗じまして出てきた数字が337円となっております。これを円を切り捨てまして330円ということで改正させていただこうとする内容と要因ということでございます。

●議長（堀議員） 他に、質疑ございますか。

（な し）

●議長（堀議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありません

か。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

- 議長（堀議員） 日程第14、議案第30号 厚岸町ごみ処理場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

環境林務課長。

- 環境林務課長（鈴木課長） ただいま上程いただきました議案第30号「厚岸町ごみ処理場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」その提案理由をご説明申し上げます。

議案書35ページでございます。

本年度、整備を進めてまいりました厚岸町ごみ処理場内の『収集ごみ積替保管施設』が昨年12月に完成したことから、条例2条のごみ処理場の名称及び位置を規定した表に、『厚岸町収集ごみ積替保管施設』を加える内容でございます。

なお、厚岸町ごみ焼却処理場の焼却炉は、既に停止をしておりますが、施設内の一部の設備でありますトラックスケール及び事務室を今後も使用するために、条例から廃止をせずに、「厚岸町ごみ焼却処理場」を残すものであります。

条例の改正内容については、別に配付しております、議案第30号説明資料の新旧対照表によるにより説明いたします。

恐れ入りますが、説明資料をご覧ください。

第2条はごみ処理場の名称及び位置の規定であります。

左側、現行の表、1番下の「厚岸町一般廃棄物最終処分場、厚岸町サンヌシ34番、35番」の次に、右側の改正案で下線を引いてある「厚岸町収集ごみ積替え保管施設、厚岸町サンヌシ34番地」を追加するものであります。

議案書の35ページにお戻り願います。

附則でございます。

この条例は、公布の日から施行する内容であります。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

- 議長（堀議員） これより質疑を行います。

(な し)

- 議長（堀議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

- 議長（堀議員） 日程第15、議案第31号 厚岸町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

- 保健福祉課長（亀井課長） ただいま上程いただきました議案第31号「厚岸町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」その提案理由及び内容についてご説明申し上げます。

このたびの条例改正は、令和3年度から令和5年度までの介護保険料について、第8期厚岸町介護保険事業計画に基づくサービス量や介護給付費の見込みなどから、新たな保険料率及び保険料の軽減措置を定めるほか、介護保険法施行令の改正による所得指標の改正と介護保険法施行規則の改正による基準所得金額をそれぞれ改めるものであります。

本条例の一部改正の内容につきましては、お手元に配付の議案第31号説明資料①「厚岸町介護保険条例の一部を改正する条例新旧対照表」、議案第31号説明資料②「所得段階別介護保険料比較表」をご覧ください。

説明資料①の条例新旧対照表によりまして、ご説明申し上げます。

なお、「保険料率」という文言は、介護保険法施行令第39条第1項で第1号被保険者の負担能力の区分に応じ、いわゆる段階を設けて定める割合を乗じて得た額と規定されていることから、この文言を用いておりますことをあらかじめご承知おきます。

第2条の保険料率についてであります。第1項各号列記以外の部分の改正は、保険料率の適用年度を改めるものであります。

次に第1項各号の改正についてであります。介護保険法施行令第39条では、第1段階から第5段階までは、基準額に10分の5、10分の7.5、10分の9、10分の10を基準として市町村が定める割合を規定し、合計所得金額が市町村が定める額未満のものについては、第6段階では10分の10を超える割合で市町村が定める割合、第7段階から第9段階においては、さらにこれを超える割合で市町村が定める割合、第10段階、第11段階では、それらを超える割合で市町村が定めることができる割合と規定しており、これらの規定を適用するものでございます。

ここからは、説明資料②の所得段階別介護保険料比較表を併せてご覧ください。

第2条第1項第1号は、比較表の第8期介護保険料基準額の第1段階に当たり、保険料率を第7期の2万7,600円から3万3,480円に改めるものであります。



第2号は、第2段階に当たり、保険料率は3万8,088円から4万6,202円に改めるものであります。

第3号は、第3段階に当たり、保険料率は4万1,400円から5万220円に改めるものであります。

第4号は、第4段階に当たり、保険料率は4万9,680円から6万264円に改めるものであります。

第5号は、第5段階に当たり、保険料率は5万5,200円から6万6,960円に改めるもので、この段階を基準保険料としております。

第6号は、第6段階に当たり、保険料率は6万6,240円から8万352円に改めるものであります。

なお、第6号には、アとして、税制改正による所得指標の見直しに伴い、介護保険法施行令が改正され、合計所得金額について、給与所得または公的年金等に係る所得が含まれている場合には、当該所得の合計から10万円を控除する規定に改め、これを第11段階まで同様としております。

第7号から第10号については、国の基準所得金額の見直しにより、第7段階と第8段階を区分する合計所得金額と、第9段階と第10段階を区分する合計所得金額を改めようとするものであります。

第7号は第7段階に当たり、対象者は、本人が住民税課税で合計所得金額が、120万円以上200万円未満を、120万円以上210万円未満に、保険料率は7万1,760円から8万7,048円に改めるものであります。

第8号は第8段階に当たり、対象者は、本人が住民税課税で合計所得金額が、200万円以上250万円未満を、210万円以上250万円未満に、保険料率は8万40円から9万7,092円に改めるものであります。

新旧対照表の2ページをお開き願います。

第9号は第9段階に当たり、対象者は、本人が住民税課税で合計所得金額が、250万円以上300万円未満を、250万円以上320万円未満に、保険料率は8万2,800円から10万440円に改めるものであります。

第10号は第10段階に当たり、対象者は、本人が住民税課税で合計所得金額が、300万円以上500万円未満を、320万円以上500万円未満に、保険料率は9万1,080円から11万484円に改めるものであります。

第11号は第11段階に当たり、本人が住民税課税で合計所得金額が、500万円以上の人が対象で、保険料率は9万6,600円から11万7,180円に改めるものであります。

次に、第2項から第4項までの改正につきましては、比較表の第8期の欄をご覧ください。中段になります。

第2項の改正は、第1段階における老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税の人、生活保護受給者、世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人に対する軽減措置を定めるもので、各年度の保険料率は、基準額に対する割合を0.3とし、前項第1号の規定にかかわらず2万88円とするものです。

第3項の改正は、第2段階における世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超え120万円以下の人に対する軽減措置を定めるもので、

各年度の保険料率は、基準額に対する割合を0.5とし、前項第2号の規定にかかわらず3万3,480円とするものであります。

第4項の改正は、第3段階における世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える人に対する軽減措置を定めるもので、各年度の保険料率は、基準額に対する割合を0.7とし、前項第3号の規定にかかわらず4万6,872円とするものであります。

新旧対照表の2ページをご覧ください。

附則第8条については、現行の第2条第1項第6号のアを改めたことにより、法律番号を含む租税特別措置法の記述がなくなったため、本条において租税特別措置法の法律番号を付する改正であります。

議案書の37ページにお戻り願います。

附則であります。

第1項は、施行期日であります。

この条例は、令和3年4月1日から施行するものであります。

第2項は、経過措置であります。

改正後の第2条の規定は、令和3年度以後の年度分の保険料について適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例によるものとしてあります。

以上、簡単な説明ではありますが、ご審議の上、ご承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

●議長（堀議員） これより質疑を行います。

2番、石澤議員。

●石澤議員 今、説明聞きました。それで、地域の人からは介護保険料が高いと、生活できないという声が結構聞かれるのです。それで、コロナ禍で第7期だって分かると思うのですが、滞納がとて多い段階というのはどこにあるのでしょうか。それから、収入別で求めると大変なので、収入別ではなくて、滞納の世帯が多いのほどの段階なのかを教えてください。

それから、4,600円から、4,600円も高かったのですが、それでも管内でいえば低いほうだったということで、そういう意味では頑張っていたのだと思うのですが、今回こういうふうにして1,000円上がっていますよね。第5段階のところでも1,000円上がっています。九百何ぼですね。そういう形で、これに対して4,600円よりちょっと増やすくらいで抑えることができなかつたのか。その点、二つちょっと教えてください。

●議長（堀議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（亀井課長） お答えさせていただきます。

滞納状況につきましては、税務課所管のほうになりますので、私のほうから先に保険料のことにつきまして、ご答弁させていただきます。

第7期につきましては、議員おっしゃるとおり、現行、月額当たり4,600円というこ

とでございました。このたび、第8期でございますけれども、令和3年度から令和5年度までの3年間の保険料を定めさせてもらおうということでございますけれども、これを算定するに当たりまして、まず様々な介護保険給付サービスですとか、もろもろの厚岸町の方々が使われているサービスをこの第7期における3年間の実績を踏まえまして、今後3年間の状況を推計して給付見込みというものを定めさせていただいております。これにつきましては、人口ですとか、実際の実績、これが今後3年間につきましては使われるサービスが横ばいか、若干の微増であると推計しております。それを基に65歳以上の方の人口ですとか、そういうものも踏まえて必要な第1号被保険者の方の保険負担割合が、必要額がはじき出されてきているものでございます。

それを鑑みまして、それとその月額でございますが、今回5,580円と標準額としてはそうなります。第7期の4,600円と比較しますと980円の増となる結果でございますけれども、今、厚岸町における介護給付費準備基金というものもございます。それをも投入させていただきまして、それが今計画では4,700万円ほど投入させていただこうと考えております。第7期と比較させていただきまして、第7期では1億1,900万円の基金を取り崩させていただいて、これに必要額に、算定に充てさせていただいたので4,600円という金額にさせていただいたわけなのですけれども、このたびは基金の残高のうち4,700万円ほどを投入させていただくということで、その金額の差というものもございます。そういうこともございますので、このたび第5段階の標準で980円ほど上がったということが言える状況となっております。

●議長（堀議員） 税務課長。

●税務課長（四戸岸課長） 私のほうから滞納について、どの段階で多いのかというご質問についてですけれども、大変申し訳ありませんが、個々の状況を拾い上げると、その状況というのを出すことはできるのですが、現段階におきまして、その段階ごとの滞納の状況を区分して押さえている状況にはございませんので、申し訳ありませんが、ちょっとお答えをできる資料はございません。

●議長（堀議員） 2番、石澤議員。

●石澤議員 介護保険がものすごく高いという思いというか、それから年金が下がっています。年金が減らされています。ですから負担の量が、これで上がることによって負担の感じ方というか、実際負担が多くなっていると。それで、そういうこともきちんと町のほうでも捉えるために、どこの段階の人が介護保険とか滞納で困っているのかというのも調べていく必要があると思うのです。それで、どうなのですかと聞いたのですけれども、生活における住民にとっては重い負担になっているということを、やはり共通認識として、住民のほうはもうすごい大変なんだと思っても、こういうふうに淡々とこういう形で出てくれば、これで払ってくださいということになる可能性がありますけれども、このことによってすごい生活が大変だし、負担が多いというのは出てきますので、それも含めてどんな状況になっているのかというのはきちんと捉えてほしいと思う

のです。

それもやってほしいと思うのですが、それと一緒に、一般財源を投入するのは介護保険会計の三原則に反するとして国は自治体に圧力かけているようです。だけれども、知事会や市長会、町村会、国の負担を50から55、60にアップしてくれというのを求めていますよね。それに対して国は拒絶しているのですが、この高齢者が増えていく中で介護保険料の中身も変わってきますし、量も増えていきます。あから国の負担を増やしてもらわなければならないのですが、国がそういう状況であれば、そもそも介護保険に基づく事務は自治法上、自治体の事務ですよ。自治体が決めることもできるのですよね。とすれば、今の町の、住民のそれが生活がどうなっているかも含めて、もう一度考え直してほしいし、このままいくと、今回は4,700万円しかなかったので、基金がなかったのということです。これからどんどん増えていく可能性もあるわけですよ。基金が少なければ。基金がないということは3年後、またこの金額が上がるというふうになる。どこかできちんと変えていかないと、介護保険料も何も払えないということが出てくると思うのです。そういう意味では、町でもどういうふうに住民が困らないような対策の取り方もしていかないとならないと思うのですが、単純に上げていくのではなくて、一般財源を投入するというのは国が言っているだけで問題はないと思うのです。住民の生活を守るため。でも、そういうことも含めて利用料や保険料の独自軽減は可能だと思いますので、もう少し考えてほしいと思うのですが、いかがですか。

●議長（堀議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（亀井課長） お答えさせていただきます。

保険料の値上げありきで考えているわけではございませんのでご理解願いたいと思うのですけれども、当然国の負担も多ければ多いほど、町といたしましても負担が少なくなるし、被保険者の方々も負担が少なくなるのかなというところでは同じく考えるところでございます。

基金でございますけれども、やはり一つの考え方として、この3年間の期間の中で皆様から頂戴した保険料をその3年の中で基金を全て使って、また次の期間の中でまた算定するということで、基金をも蓄え、ちょっと言葉があれかもしれませんが、無駄に残そうという考えでは全くございません。今、想定といいますか、まだ決算迎えておりませんが、今の基金の残高見込みが令和2年度末で5,500万円ほどを見込んでおります。そのうち4,700万円ほど、この期の中で投入させていただくことを想定し、約700万強、800万円切りますけれども、くらいの想定で、これは想定しないといいますか、町外の介護保険サービスを使われた方とかが出てきた場合に備えて、それを予備的な形で残させていただく考えでおりますけれども、基金をもぎりぎりの線まで全て投入させていただこうと考えて、皆様の負担を少しでも低くなるようには考えながらはじかせていただいたつもりでございますので、そういう状況でございます。

かつ、低所得者の方につきましては、これ国の基準でございますけれども、保険所得段階別介護保険料比較表というものを御配りさせていただいておりますが、この所得段階の第1段階、第2段階、第3段階という方々につきましては、標準の基準額より下げ

た率で軽減させていただいて、この財源につきましては、国のほうで全てまかなってもらえるとなっておりますので、このような負担軽減措置の考え方につきましてもご理解願いたいところで考えておりますので、ご理解願います。

●議長（堀議員） 2番、石澤議員。

●石澤議員 大変なのは分かるのです。でも、道内でも60の市町村が実施しているのです。独自財源というか、一般財源から繰り入れて、60市町村で実施していることもあるのです。だから、そのどのようふうにやっているかも含めて、もう少し高くないような、一応ここに出てきていますけれども、本当に負担を軽減するということは前向きに考えてほしいと思いますし、ちょっと私にとっては、これはどのようふうにして皆さんに言おうかなという、ちょっと責任が持てないな、そんな感じがするのですけれども。ほかの市町村がそれなりのことをやっていますので、道内でも60ということは結構量多いと思いますので、それも調べた上でこのようことも、これならこの厚岸町でもできるというのはあるかもしれないので、それも対応してほしいと思います。

●議長（堀議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（亀井課長） お答えさせていただきます。

石澤議員おっしゃる60団体の一般財源投入と申しますのは、恐れ入りますが、この第7期の中で不足が生じた、財源不足が生じた団体が借金と申しますか、財政安定化基金というものを借りてのことかなと思うのですけれども、もし情報が違ったら失礼ですが、一般財源の単純な投入というのではないと思いますので、財産というか基金の借入れのことかなと思われませんが、仮に、そういう状態だとしても、そういう借金をしなければならない状況にならないように、私ども事務方としましては、当然値上げとかということがありきでははじいていないことをご理解願いたいと思いますし、今後もそのように情報の収集と算定に当たっては、今でも厳密にやらせていただいているつもりですが、慎重を期していきたいなと考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

●議長（堀議員） 休憩します。

午後2時53分休憩

午後3時30分再開

●議長（堀議員） 再開します。

保健福祉課長の追加の答弁から再開してまいります。

保健福祉課長。

●保健福祉課長（亀井課長） 先ほど2番、石澤議員さんの3回目のご質問あった件でご

ございますけれども、休憩中に旭川市の担当者の方に確認したところ、その先ほどの質問の件につきましては、国民健康保険料の扱いのことだったそうで、介護保険のことにつきましては介護保険準備基金のほうで対応しているということで明確な返答をいただきましたのでご報告させていただきます。

以上です。

●議長（堀議員） 他に、質疑ございますか。

5番、南谷議員。

●南谷議員 上げざるを得ないというのは何となく今の質疑を聞いておりました理解をしたのですけれども、全体像がちょっと見えないのです。説明を聞いていて、僕の頭では理解できない。というのは、給付があって、保険料もあって、因果関係があると思うのです。給付がこれから多くなって当然。それで現状の給付見込額、今までの給付の数字、どんなふうになっているのか。

それから、今回改定をしますよね。改定をすると当然財源が増えるわけだから、改定見込額というのはどのくらいになるのか。この辺について、見込額で、当初3年間やってきました、これの給付見込額というのはどのくらいで見ていたのか。それから改定することによって、どのくらいの数字になるのか。この見込額で教えていただきたい。

それから、アップの要因なのですけれども、給付の状況含めて基金の推移、先ほど基金取り崩しますと言っていました。残が5,500万円。そうすると、次の計画で4,700万円取り崩して700万円しか残りませんと。だけれども、始まる前、スタート時点、3カ年ですから平成29年度末で基金残高というのはどのくらいあったのか。その時点でこれだけあったのだけれども、今回その5,500万円しかなくなってしまった、3年で残高なると、こういう推測しているのです、僕は。だから頭の数字が幾らだったのか。そして、この向こう向かって3年の間に4,700万円取り崩します。上げて今回この制度改正をして保険料を上げて財源を確保しても、これだけの数字になると、こういう理解をしたのですが、それでよろしいでしょうか。

●議長（堀議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（亀井課長） お答えさせていただきます。

給付額でございますけれども、見込額として第7期は平成30年度から平成32年度、今は令和2年度でございますが、その3年分の見込みが28億4,783万3,000円の見込みでございます。このたび、第8期の計画では令和3年度から令和5年度でございますが、28億5,085万2,000円の見込みとしております。若干の増、微増と見込額としては推定しております。

基金の状況でございますけれども、議員おっしゃるとおり、残額としては750万円なのですけれども、まず第7期の始まる時には残高が、基金残高でございますが、1億3,100万円ございました。100万円単位でよろしいでしょうか。第7期の期間として取り崩す想定が1億1,900万円。残り残が1,200万円残るという計画でございました。

今回、第8期を計画するに当たりまして、令和2年12月末現在での基金の状況でございますけれども、6,900万円の残高がございました。ですので、この間、6,200万円を第7期の中で取り崩させていただいて、ただ、また本年度3月末で予定しているのは1,400万円ほど決算で必要かなと、計算段階で必要と想定しておりますので、令和3年度当初といたしましては、令和2年度末現在といたしましては、5,500万円の基金残高を見込んでおります。ですので、その5,500万円を見込んでおりますので、そのうちのうち第8期としてはその3年間で4,700万円を取り崩させていただこうという考えでございます。残り、議員おっしゃるとおり750万円を残る想定での見込みということでの計画でございます。

以上です。

●議長（堀議員） 5番、南谷議員。

●南谷議員 ただいまの説明ですと、やはり今答弁漏れあるのです。給付の関係、若干でもいいですから給付の推移、どんなふうになっているのかなと。今、基金の残高聞きました。給付の状況というのは7期と8期でどういうふうになっていくのかなと。概略でいいですから、後で説明してください。

それで、やはり上げざるを得ないということについては、私自身理解をさせていただきました。ですけれども、この表なのですけれども、配付されました議案第31号説明資料の②です。この表、先ほどの説明では第5段階、これが標準だという説明をいただきました。私が気になったのは第4段階。世帯内に住民税課税者がいる本人は非課税で合計所得金額と課税年金収入の合算が80万円以下の方。私の周りにはこういう方が多いのです。65歳以上で年金と多少のアルバイトでという方々が同居家族の中で非課税だと。こういう方々は第4段階ですと4万9,680円、この数字よく私の周りでは耳にするものですから。そうするとこの方でいくと第8期は6万264円になって、1万584円の1万500円の値上がりになるよと。1番私が気になるのは、第10期なのです。10段階。ここは300万円が320万円から500万円未満になります。この差なのです。ここでいうと9万1,080円から11万480円、1万9,404円になるのです。約2万円です。アップ率が。それから11段階。500万円以上の方、ここは2万580円。これでいくと1万円しか差がないのです。ここだけ見ると。500万円に近い人はいいのですけれども、320万円以上ですから、所得が320万円の方は約2万円くらい払わなければならない。差が広がってしまう。そうすると、非常にこのランクの方は幅があり過ぎると思う。180万円の差があるのです。320万円の方と490万円、約500万円に近い方との保険料の差というのは同じなのです。一律11万円なのです。320万円もらっている人も、約500万円に近い方も、それから500万円以上の方も2万500円ですと。こうなると、非常に差があるのです。平均値から見ても。片一方は1万円ちょっとしか上がっていない。ですから、私は9段階まではある程度国の基準に則って設定されていると。だけれども、10番、11番については、それぞれ自治体においてはこの11段階以上の区切りをつくっている自治体もあります。それぞれの自治体で裁量しているわけです。そうすると、ここは一考を要するのではないのかなと感じます。

というのは、これ差を見たのです。7段階で大体90万円。それから8段階で40万円。幅がです、9段階で70万円、そして10段階で180万円あるのです。差が。幅が。おまけに段階が数が多くなれば掛け率は高くなるのです。ギャップ大きくなるのです。ですから、この10段階は、やはりもう二つにするとか、三つに区切って、スライドさせてやらなければ不平等ではないかと感じるのです。この辺については、ぜひ検討の余地があると考えられるのですがいかがですか。

●議長（堀議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（亀井課長） お答えさせていただきます。

まず、一つ目の給付見込でございますが、第7期、前期の年度ごとでございますが、平成30年度では9億1,581万6,000円、平成31年度では9億4,255万6,000円、令和2年度では9億8,946万1,000円の合計で先ほどお答えさせていただきました合計が28億4,783万3,000円でございます。

第8期でございますが、令和3年度では9億4,939万4,000円、令和4年度では9億4,953万4,000円です。令和5年度では9億5,192万4,000円、合計が先ほど合計だけお伝えしましたが28億5,085万2,000円という見込みでございます。

二つ目のご質問でございましたこの所得段階のことでございますが、第7期と比較し、境目の金額につきましては若干の改正は国の基準どおりにさせていただいております。議員おっしゃるとおり、第7段階と第10段階ではその幅がより広いのではないかとご質問でございますけれども、国の基準どおりとはいえ、ある程度所得がある方については低い方より率を多くして保険料を頂戴するという考えで設定していることでございます。町といたしましては、第7期から第8期にかけて、この保険料率を同じ率でそのままという据え置いた形での考えで保険料を算定させていただきました。今後につきましては、議員おっしゃることも含めて検討すべきというところではございますが、今回につきましてはこの考えにおいて、第7期とスライドさせた保険料率で設定させていただくことをご理解願いたいと思っておりますし、今後につきましてもその状況を踏まえて検討はさせていただきたいと考えております。

●議長（堀議員） 5番、南谷議員。

●南谷議員 ぜひ、今回は今言うようにある程度進んできて、もう修正できないのでしょから、それは理解をせざるを得ないと思っております。でも、次の期に向けて、ここだけではなくて、ある程度裁量ができる部分については、税の公平性というか、そういうものを含めて検討していただきたい。でないと、不公平差があると思います。法を超えて、違反してまでということにはならないと思うのです。ですから、公平性をしっかり踏まえて、やはり国の基準もある、ルールもあるだろうけれども、最大限、負担、みんなで払っていかなければならない保険料でございますから、少しでも65歳以上の方の収入といったらある程度せばまってくる財源だと思っております。貴重な財源ですから、この辺も含めて、しっかり対応していただきたと思っておりますがいかがですか。



●議長（堀議員） 副町長。

●副町長（會田副町長） 議員おっしゃること十分認識をさせていただきました。国の例からいった場合、10段階、11段階、12段階という形で町のほうにはその例が示されております。厚岸町はその真ん中ということになるのですけれども、先ほどちらっと2番議員の方から旭川市のことが、結果的には違いましたけれども、出ておりました。旭川では独自に13段階というふうに設けておられるということもお聞きしましたので、次回に向けて、もう少しその所得の細分というものも考えながら、また、当然その会計を維持しなければなりませんので、その辺の計算も含めて、次回、前向きに検討をさせていただきたいと思います。

●議長（堀議員） 他に、質疑ございますか。

（な し）

●議長（堀議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

●議長（堀議員） 日程第16、議案第32号 厚岸町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

●保健福祉課長（亀井課長） ただいま上程いただきました議案第32号「厚岸町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について」その提案理由及び内容について、ご説明させていただきます。

このたび、改正しようとする条例は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令により、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」、「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基

準」、「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」の一部改正が本年4月1日から施行されることになりました。

これらの省令の改正に伴い、厚岸町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例、厚岸町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例、厚岸町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例、厚岸町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の四つの条例につきまして、所用の改正を行おうとするものであります。

このたびの改正は、改正理由や改正内容に共通する事項が多いことから、四つの条例を一つの一部改正条例とする改正とし、4条からなる「等条例」として、改めるものであります。

改正条文の説明に入らせていただく前に、今回改正となる内容につきまして、「議案第32号説明資料②の各サービス改正項目一覧」をご覧ください。

これは、それぞれの条例で定めるサービス別の改正要点をまとめたもので、上段が基準となる省令、2段目が一部改正する条例でございます。次の段がそれぞれに基づくサービス、下段がサービス別に改正される項目となっております。

このうち、全サービス共通の改正事項として①から⑨まで記載しておりますが、先にこの共通事項を説明させていただきます。

資料の2ページをお開き願います。

①の感染症対策の強化につきましては、各介護サービス事業者において、感染症の発生及び蔓延等の防止措置に講じなければならないこととしております。感染症の発生及び蔓延等の防止措置に関する取組の徹底を求める観点から、おおむね6カ月に1回、感染症対策を検討する委員会を開催すること。その結果を各介護サービス事業者への周知徹底を図ること。感染症の発生及び蔓延等を防止するための指針を整備すること。感染症の発生及び蔓延等を防止するための研修や訓練等を実施することについて、規定するものであります。附則において、3年間は努力義務とする経過措置を設けております。

次に②の業務継続計画に向けた取組の強化につきましては、各介護サービス事業者において、感染症や非常災害の発生が生じた場合に、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築することを講じなければならないとしています。

感染症や非常災害が発生した場合に、非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定すること。研修及び訓練等の実施をすること。定期的に業務継続計画の見直しを行うことについて、規定するものであります。附則において、3年間は努力義務とする経過措置を設けております。

次に③のハラスメント対策の強化につきましては、各介護サービス事業所において、適切なハラスメント対策を強化するため、男女雇用機会均等法等におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえたハラスメント対策を求めることについて規定するものであります。

次に④の会議や多職種連携におけるICTの活用につきましては、実施を求められている各種会議等について、感染防止や多職種連携の促進の観点から、テレビ電話装置等を活用して実施することを認めるものであります。

利用者等が参加して実施する会議等において、利用者等に同意を得た上で、テレビ電話装置等を活用して実施を認めることについて規定するものであります。

3ページをお開き願います。

⑤の利用者への説明・同意等に係る見直しにつきましては、利用者の利便性向上や介護サービス事業者の業務負担軽減の観点から、利用者に対し書面で行うこととされていたケアプランや重要事項説明書等の説明や同意について、利用者等の承諾を得た上で、電磁的方法で行うことを認めることについて規定するものであります。

次に⑥の記録の保存等に係る見直しにつきましては、介護サービス事業者の業務負担軽減を図るため、各介護サービス事業者における各種記録等の保存や交付について、電磁的な対応を認めることとし、電磁的な記録をする範囲を明確化することを規定するものであります。

次に⑦の運営規程等の掲示に係る見直しにつきましては、利用者の利便性向上や各介護サービス事業者の業務負担軽減の観点から、運営規程等の重要事項について、事業所での掲示だけではなく、ファイリングしておくなど、閲覧可能な形式で備え置くことを認める規定であります。

次に⑧の高齢者虐待防止の推進につきましては、利用者の人権擁護や虐待を防止する観点から、虐待の発生や再発を防止するための委員会の開催をすることや指針の整備、研修を実施するとともに、それらの担当者を定めることについて規定するものであります。附則において、3年間は努力義務とする経過措置を設けております。

次に⑨の介護保険等関連情報の適切かつ有効な活用につきましては、国から提供される介護保険等関連情報の活用や科学的介護を推進していく観点から、このデータベースを活用した介護サービス計画の作成や事業所単位でのPDCAサイクルの推進等により、ケアの質の向上の取組に努めることを推奨する規定であります。

以上が四つの条例に共通する改正事項であります。これらの改正につきましては、改正条文の中で何度も出てまいりますので、以降においての説明は省略させていただきたいと思っておりますので、あらかじめご理解願います。

続きまして、「議案第32号説明資料①の新旧対照表」をご覧ください。

この条例で定めるべき基準の類型につきましては、新旧対照表右の欄の改正要旨欄に条項ごとに「従うべき基準」「標準」または「参酌すべき基準」を記載しておりますが、このうち必ず適合しなければならない基準であります「従うべき基準」及び通常よるべき基準である「標準」に係る条項は、異なる基準とすべき特段の事情や地域性が認められないことから国の基準に従い同様に改正し、十分参照しなければならない基準である「参酌すべき基準」におきましても国の基準とすることが、適正な事業運営を確保する上で妥当であると認められることから国の基準のとおり改正するものでございます。

それでは、改正内容をご説明申し上げます。

1ページをご覧ください。

第1条といたしましては、厚岸町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正であります。

目次の改正は、第10章として、新たに目次に加えるものであります。

第3条は、一般原則の規定で、新たに第3項として、利用者の人権の擁護、虐待の防止の体制整備と従業者への研修等の実施等の措置を講じなければならないとする規定を加え、また、第4項として、介護保険等関連情報を活用するなどにより、ケアの質の向上の取組の推進に努めなければならないとする規定を加えるものであります。

第6条からは定期巡回・随時対応型訪問介護看護に関する規定であります。

第5項の改正は、2ページにわたり、第1号から第8号までに定める定義規定が、新たに追加する第47条第1項第1号から第8号までに及ぶよう、条番号を追加するものであります。

5ページをご覧ください。

第47条からは夜間対応型訪問介護に関する規定であります。

第1項は、指定夜間対応型訪問介護事業所のオペレーターの配置基準を緩和するための改正で、第1号はオペレーターの専従義務とその例外に関する規定を第3項に規定するためこれを削り、第2号は字句の整理、第3号は随時訪問サービスを行う訪問介護員の専従義務とその例外に関する規定を第5項に規定するため削るものであります。

第3項は、6ページにわたり、新たに第1項第1号に規定していた、オペレーターの専従義務等を規定し、第4項は、新たに指定夜間対応型訪問介護事業所の同一敷地内に第1号から第12号に掲げる施設がある場合は、施設職員が兼務することができるとする緩和規定を追加するものであります。

第5項は新たに第1項第3号に規定していた、随時訪問サービスを行う訪問介護員の専従義務等を規定し、第6項及び第7項は、新たに、指定夜間対応型訪問介護事業所がオペレーターの配置基準等について、随時訪問サービスを行う訪問介護員等が兼務することができるとする緩和規定を加えるものであります。

7ページをご覧ください。

第56条第2項の改正は、利用者の処遇に支障がないときは、指定夜間対応型訪問介護の事業の一部を、他の指定訪問介護事業所等の従業者に行わせることができるもので、第3項の改正は、オペレーションセンターサービスについて、複数の事業所間の連携を図ることで、随時対応サービスを集約化する取扱いを可能とするものであります。

8ページをお開き願います。

第57条の改正は、新たに第2項として、指定夜間対応型訪問介護事業者は事業所と同一の建物に移住する利用者に対してサービス提供を行う場合には、当該建物に移住する利用者以外に対してもサービス提供を行うよう努めることとする規定の追加であります。

第59条からは地域密着型通所介護に関する規定であります。

この改正は、指定定期巡回・随時対応型門介護看護の基準として新設した第32条の2の業務継続計画の策定等と第40条の2の虐待の防止の規定を、指定夜間対応型訪問介護の事業について準用することとするための改正及び第34条に第2項を新設したことに伴い、同条第1項に規定するための字句を改めるものであります。

9 ページをご覧ください。

第59条の15の改正は、新たに第3項として、避難等訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるように連携を努めなければならないこととする規定の追加であります。

第59条の20の改正は、業務継続計画の策定等と虐待防止の規定を、指定夜間地域密着型通所介護の事業に準用する規定の追加と字句の改正であります。

第59条の20の3の改正は、11ページにわたり、業務継続計画の策定等と虐待防止の規定を、共生型地域密着型通所介護の事業に準用する規定の追加と字句の改正であります。

12ページをお開き願います。

第59条の38の改正は、業務継続計画の策定等と虐待防止の規定を、指定療養通所介護の事業に準用する規定の追加と字句の改正であります。

第64条からは認知症対応型通所介護に関する規定であります。

この改正は、第66条第1項ただし書きに加える内容を「本体事業所等」の略称として規定するものであります。

13ページをご覧ください。

第65条第2項の改正は、第110条に新設する第9項において、「指定居宅サービス事業等」の略称を用いるため、略称規定の及ぶ範囲に同項を加えるものであります。

第66条の改正は、共用型認知症対応型通所介護における管理者の配置基準について、事業所の管理上支障がない場合は、本体事業所等の職務と併せて、共用型認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事することを可能とするものであります。

14ページをお開き願います。

第80条は、業務継続計画の策定、虐待防止に関する規定、認知症介護基礎研修を受講に関する規定を準用する規定の追加と文字の改正であります。

第82条からは小規模多機能型居宅介護に関する規定であります。

第6項の表の改正は、15ページにわたり、指定介護老人福祉施設または指定介護老人保健施設と小規模多機能型居宅介護事業所を併設する場合において、入所者の処遇や事業所の管理上支障がない場合は、管理者・介護職員の兼務を可能とするための字句の改正であります。

第83条第3項の改正は、第111条に第2項が新設され、現行の同条第2項が第3項に繰り下げとなることに伴う改正であります。

16ページをお開き願います。

第101条は、新たに第2項として、地域の実情により必要と認めた場合に、一定の条件の下、登録定員を超過した場合の報酬減算を行わないこととするための規定の追加であります。

17ページをご覧ください。

第108条の改正は、業務継続計画の策定等と虐待防止の規定を、指定小規模多機能型居宅介護の事業に準用する規定の追加と字句の改正等であります。

第110条からは認知症対応型共同生活介護に関する規定であります。

第1項の改正は、18ページにわたり、認知症グループホームの夜間及び深夜時間帯の

職員体制について、3ユニットの場合であっても、各ユニットが同一階に隣接しており、職員が円滑に利用者の状況把握を行い、速やかな対応が可能な構造で、安全対策を取っていることを要件に、例外的に夜勤2人以上の配置に緩和できることとし、事業所が夜勤職員体制を選択することを可能とするもので、第5項は、認知症グループホームにおいて、介護支援専門員である計画作成担当者の配置について、ユニットごとに1名以上の配置から、事業所ごとに1名以上の配置に緩和するための字句の改正、第9項及び第10項を繰り下げ、新たに第9項として、サテライト型事業所については、介護支援専門員ではない認知症介護実践者研修を修了した者を計画作成担当者として配置することを可能とする規定を追加するものであります。

19ページをご覧ください。

第111条は、新たに第2項として、サテライト型事業所のグループホーム管理者と本体事業所のグループホーム管理者を兼務することを可能とする規定の追加であります。

第113条の改正は、ユニット数について、サテライト型事業所を除き、「原則1または2」、「1以上3以下」に引き上げ、緩和するものであります。

第117条第8項の改正は、20ページにわたり、いわゆる外部評価についての規定であります。第1号の外部の者による評価または第2号の運営推進会議のいずれかから受けることとする号の追加であります。

第121条の改正は、第111条第2項において、サテライト型事業所のグループホーム管理者と本体事業所のグループホーム管理者の兼務を可能とすることから、本条のグループホーム管理者の兼務制限の対象から、当該兼務の場合を除外するものであります。

21ページをご覧ください。

第128条の改正は、業務継続計画の策定等と虐待防止の規定を、認知症対応型共同生活介護の事業に準用する規定の追加と字句の改正等であります。

第145条からは地域密着型特定施設入居者生活介護に関する規定であります。

22ページをお開き願います。

第149条の改正は、業務継続計画の策定等と虐待防止の規定を、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業に準用する規定の追加と字句の改正であります。

23ページをご覧ください。

第151条からは地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護に関する規定であります。

第1項の改正は、サテライト型を除く地域密着型特別養護老人ホームにおいて、他の社会福祉施設等との連携を図り当該地域密着型特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合で、入所者の処遇に支障がないときは、栄養士を置かないことを可能とするただし書きの追加、第4号の改正は、配置基準に管理栄養士も位置づけるための字句の追加であります。第3項の改正は、従来型施設とユニット型施設を併設する場合において、入所者の処遇に支障がない場合には、介護・看護職員の兼務を可能とするため、従来型施設とユニット型施設を併設する場合の介護・看護職員の兼務を制限する字句を削る改正、第8項各号列記以外の部分の改正は、24ページにわたり、第1項の改正に伴い管理栄養士を加えるもので、第1号は、本体施設が介護老人福祉施設等である場合に、本体施設の生活相談員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が

適切に行われると認められるときは置かないことができる職員に、生活相談員を加え、第1項の改正に伴い管理栄養士を加える改正、第2号から第4号まで及び第13項は、第1項の改正に伴い管理栄養士を加える改正であります。

25ページをご覧ください。

新たに追加する第163条の2の規定は、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならないとするものであります。

次に新たに追加する第163条の3の規定は、口腔衛生管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を行わなければならないとする規定の追加であります。

次に27ページをお開き願います。

第175条の改正は、第1項に新たに第4号に加える改正は、事故の発生と再発を防止するための担当者を置くこととする規定でございます。

第177条の改正は、業務継続計画の策定等と虐待防止の規定を、指定地域密着型介護老人福祉施設の事業に準用する規定の追加と字句の改正等であります。

第180条第1項の改正は、28ページにわたり、個室ユニット型施設について、夜間及び深夜を含めた介護・看護職員の配置の実態を勘案して職員を配置するよう務めることを求めつつ、入居定員を現行の「おおむね10人以下」から「原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないもの」とし、ユニット型個室的多床室について、感染症やプライバシーに配慮し、個室化を進める観点から、規定を削るものであります。

29ページをご覧ください。

第189条の改正は、30ページにわたり、業務継続計画の策定等と虐待防止の規定、ユニット型指定密着型介護老人福祉施設の事業に準用する規定の追加と字句の改正等であります。

第202条からは看護小規模多機能型居宅介護に関する規定であります。

この改正は、業務継続計画の策定等と虐待防止の規定を、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業に準用する規定の追加と字句の改正等をするものであります。

次に新たに第10章として雑則を加えるもので、31ページにわたり、第203条第1項として介護サービス事業者の業務負担軽減を図る観点から、介護サービス事業者における諸記録の保存・交付等について、原則として電磁的な対応を認めることとし、その範囲を明確化する規定を、第2項として、利用者の利便性向上や介護サービス事業者の業務負担軽減の観点から、ケアプランや重要事項説明書等に係る利用者等への説明・同意等のうち、書面で行うものについて、電磁的記録による対応を原則認めることとする規定の追加であります。

次に第2条、厚岸町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正であります。

目次の改正は、第5章として、新たに目次に加えるものであります。

第3条の改正は、全ての介護サービス事業者を対象に、新たに第3項として、利用者の人権の擁護、虐待の防止の体制整備と従業者への研修等の実施等の措置を講じなければならないとする規定を、また第4項として、介護保険等関連情報の適切な活用などについて規定するものであります。

32ページをお開き願います。

第8条からは介護予防認知症対応型通所介護に関する規定であります。

この改正は、第10条第1項に加える「本体事業所等」の略称を定めるものでございます。

第9条の改正は、33ページにわたり、「指定居宅サービス等」の略称規定が、新設される第71条第9項に及ぶよう改めるものです。

第10条の改正は、共用型介護予防認知症対応型通所介護における管理者の配置基準について、事業所の管理運営上支障がない場合は、本体事業所等の職務と併せて、共用型介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事することを可能とするものであります。

34ページをお開き願います。

第30条は、新たに第3項として、避難等訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携を努めなければならないこととする規定の追加であります。

36ページをお開き願います。

第44条からは介護予防小規模多機能型居宅介護に関しての規定であります。

第6項の表の改正は、37ページにわたり、指定介護老人福祉施設または指定介護老人保健施設と介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を併設する場合において、入所者の処遇や事業所の管理上支障がない場合は、管理者・介護職員の兼務を可能とするための字句の改正であります。

第7項は、新たに追加する第71条第9項に本項と別の意味の「本体事業所」の略称を用いるため、本項の略式規定が他に及ばないようにするための改正であります。

次に38ページをお開き願います。

第45条第3項の改正は、新たに第72条第2項を加えることにより、現行の同条第2項が第3項に繰り下げとなることによる改正です。

39ページをご覧願います。

第58条の改正は、新たに第2項として、地域の実情により必要と認めた場合に、一定の条件の下、登録定員を超過した場合の報酬減算を行わないこととする規定であります。

第65条の改正は、40ページにわたり、新たに第28条の2と第37条の2の規定を加えることによる指定介護予防小規模多機能型居宅介護に準用するための改正です。

また、第32条に第2項を追加したため準用を第32条第1項に規定する改正並びに準用する規定の介護予防認知症対応型通所介護従業者を介護予防小規模多機能型居宅介護に読み替える規定を加える改正であります。

第71条からは介護予防認知症対応型共同生活介護に関する規定であります。

この改正は、第1項では、41ページにわたり、夜勤職員の体制の緩和に関する規定、第5項と第9項では計画作成者の配置基準を緩和する改正であります。

第11項は、42ページにわたり、指定地域密着型サービス基準条例の改正により、第9号が第10号に繰り下げになったことによる改正であります。

第72条第2項は、新たに管理者の配置基準の緩和に関する規定を加えるものであります。第3項は、第2項を加えたことによる項の繰り下げであります。



第74条の改正は、ユニット数について、サテライト型事業所を除き、「原則1または2」から「1以上3以下」に引き上げ、緩和するものであります。

43ページをご覧ください。

第79条の改正は、字句の修正及び第72条第2項において、サテライト型事業所の介護予防グループホーム管理者と本体事業所のグループホーム管理者の兼務を可能とすることから、本条のグループホーム管理者の兼務制限の対象から、当該兼務の場合を除外するものであります。

第81条の改正は、第3項に認知症介護基礎研修の受講に関する規定を加えるものであります。

44ページをお開き願います。

第86条の改正は、今回改正で新設された第28条の2と第37条の2の規定を指定介護予防認知症対応型共同生活介護に準用するための改正。

また、第32条に第2項を追加したため、準用規定を第32条第1項に限定する改正及び介護予防認知症対応型通所介護従業者を介護従業者に読み替える規定を加える改正であります。

第87条第2項の改正は、いわゆる外部評価について、第1号の外部の者による評価または第2号の運営推進会議のいずれかから受けることとする改正であります。

次に、新たに第5章として、45ページにわたり、雑則を加えるもので、第91条第1項として、記録の保存等に係る見直し、第2項として利用者への説明・同意等に係る見直しについての規定の追加であります。

次に、第3条、厚岸町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正であります。

目次の改正は、第6章として、新たに目次に加えるものであります。

第2条は、一般原則の規定で、新たに第5項として、利用者の人権擁護、高齢者虐待防止に必要な体制整備と研修等に関する規定を加え、第6項として、介護保険等関連情報の適切かつ有効な活用について規定を加えるものであります。

46ページをお開き願います。

第4条第2項の改正は、指定居宅介護支援事業所に置く管理者の要件を主任介護支援専門員の確保が著しく困難であるなどやむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員を管理者とすることができる旨をただし書きで加えるものであります。

なお、具体的に「やむを得ない理由」につきましては、厚生労働省の通知では、令和3年4月1日以降、管理者本人の死亡、長期療養など健康上の問題発生、急な退職や転居などの不測の事態により、主任介護支援専門員を管理者とできなくなってしまう場合であって、主任介護支援専門員を管理者とできなくなった理由と、今後の管理者確保のための計画書を保険者に届け出た場合に、管理者を主任介護支援専門員とする要件の適用を猶予するとともに、当該地域に他に居宅介護支援事業所がない場合など、利用者保護の観点から特に必要と認められる場合には、保険者の判断により、この猶予期間を延長することができます。

また、特別地域居宅介護支援加算または中山間地域等における小規模事業所加算を取得できる場合も該当するものであります。現在、厚岸町内に該当する事業所はありま

せん。

第5条第2項の改正は、事業者が利用者に対して、訪問介護等のサービスが位置づけられたケアプランの占める割合等の説明を行うなどの規定を加えるものです。

47ページをご覧ください。

新たに第14条第20号の2として、ケアプランの作成に当たって、区分支給限度基準額の利用割合が高く、かつ、訪問介護が利用サービスの大部分を占める等のケアプランを作成する居宅介護支援事業者を事業所単位で点検や検証の仕組みを新たに導入する規定を加えるものです。

次に50ページをお開き願います。

附則第2項は、居宅介護支援事業所における管理者を主任介護支援専門員とする要件について、平成33年3月31日までとしていた経過措置期間を令和9年3月31日までとする改正であります。

次に新たに加える附則第3項は、管理者要件の適用を猶予する規定でありまして、令和3年3月31日時点で主任介護支援専門員でない者が管理者である居宅介護支援事業所については、当該管理者が管理者である限り、管理者を主任介護支援専門員とする要件の適用を令和9年3月31日まで猶予する規定であります。

第4条、厚岸町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正であります。

目次には、第7章として、新たに目次に加えるものであります。

第2条は、一般原則の規定で、新たに第5項として、利用者の人権擁護、高齢者虐待防止に必要な体制整備と研修等に関する規定を加えるものであります。

51ページをご覧ください。

第18条第2号の改正は、字句の改正であります。

第18条第7号の改正は、号の新設により繰り下がったことにより引用する号番号を改めるものです。

第19条の見出しの改正は、字句の整理であります。

53ページをお開き願います。

第31条第7号の改正は、字句の整理であります。

54ページをお開き願います。

新たに第7章として、雑則を加えるもので、第34条第1項として、記録の保存等に係る見直し、第2項として利用者への説明・同意等に係る見直しについての規定を追加するものであります。

議案書にお戻りください。議案書の70ページをお開き願います。

附則でございます。

第1条は、施行期日であります。この条例は、令和3年4月1日から施行すようとするものであります。ただし、第3条中厚岸町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例第14条第20号の次に1号を加える改正規定は、同年10月1日から、附則第2項の改正規定及び附則に1項を加える改正規定は、公布の日から施行するものでございます。

第2条は、虐待の防止に係る経過措置であります。71ページにわたり、この条例の施行の日から、令和6年3月31日までの間、事業者が「講じなければならない」とする虐待の防止に係る措置を、「講じるよう努めるなければならない」と読み替え、また、その間、運営規程に記載する重要事項から、虐待防止に関する措置に関する事項を除くとするものであります。

第3条は、業務継続計画の策定等に係る経過措置であります。

72ページにわたり、施行日から、令和6年3月31日までの間、事業者が「講じなければならない」とする早期の業務再開を図るための業務継続計画に従った措置を、「講じるよう努めなければならない」と、また「実施しなければならない」とする研修及び訓練を「実施するよう努めなければならない」と、さらに、「行わなければならない」とする業務継続計画の見直し等を「行うよう努めなければならない」と読み替えるものであります。

第4条は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者等における感染症の予防及び蔓延の防止のための措置に係る経過措置であります。

施行日から、令和6年3月31日までの間、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者等が「講じなければならない」とする感染症の発生や蔓延の防止に関する措置を、「講じるよう努めなければならない」と読み替えるものであります。

第5条は、認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置であります。

73ページにわたり、施行日から令和6年3月31日までの間、事業者等が「講じなければならない」とする認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を、「講じるよう努めなければならない」と読み替えるものであります。

第6条は、栄養管理に係る経過措置であります。

施行日から令和6年3月31日までの間、指定地域密着型介護老人福祉施設が「行わなければならない」とする栄養管理を「行うよう努めなければならない」と読み替えるものであります。

第7条は、口腔衛生の管理に係る経過措置であります。

施行日から令和6年3月31日までの間、指定地域密着型介護老人福祉施設が「行わなければならない」とする口腔衛生の管理を「行うよう努めなければならない」と読み替えるものであります。

第8条は、指定地域密着型介護老人福祉施設における感染症の予防及び蔓延の防止のための訓練に係る経過措置で、施行日から令和6年3月31日までの間、「実施すること」とする感染症の予防、蔓延の防止のための訓練を「実施するよう努める」とするものであります。

第9条は、指定地域密着型介護老人福祉施設における事故発生の防止及び発生時の対応に係る経過措置で、施行日から起算して6月を経過する日までの間、「講じなければならない」とする事故の発生またはその再発の防止の措置を、「講じるよう努めなければならない」と読み替えるものであります。

第10条は、74ページにわたり、ユニットの定員に係る経過措置で、施行日から当分の間、入居定員が10人を超えるユニットを整備するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福

社施設の人員に関する基準を満たすほか、介護職員等の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとするものであります。

第11条は、この条例の施行の際、現に存する建物の居室であって、この条例による改正前の厚岸町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第180条第1項第1号ア（ウ）bの規定の要件を満たしているものについては、なお従前の例によるものとするものであります。

以上、簡単な説明ではありますが、ご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

●議長（堀議員） これより質疑を行います。

3番、室崎議員。

●室崎議員 今、お聞きしました。渡された議案読んでも、何が何だかわからなかった。今聞いて、また分からない。本当にこれだけのボリュームと、読み替え規定やそういうものがたくさんあるわけだから、非常に難しいですね。これだけのものを全部頭にたたき込んで仕事をしなければならないというのだから、課長はじめ担当者の方のご苦勞が忍ばれるということです。

それでお聞きしたいのですが、この、今、横書きの表になった資料の位置をずっと説明して下さったのだけれども、そここのところにサテライト型何だとか、何々型、何々型というのが随分出てきたのですが、これらはみんな厚岸町にあって、そしてこの規定が適用されるものばかりなのでしょうか。それとも、国の参酌規定あるいは従わなければならない規定というものを使ってというか、使わざるを得なくて、この条例をつくっていくわけですから、厚岸町にはまだというか、ないものが随分書かれているのでしょうか。そのあたりをちょっと説明してください。

●議長（堀議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（亀井課長） ご説明させていただきます。

皆様にお配りさせていただきました議案第32号説明資料②という横の四角で囲った表があるかと思えます。これでご説明させていただきたいと思うのですが、ご質問にございます質問と逆に厚岸町に存する施設をご説明させていただきます。この表、1番左にサービスというものが記載がございます。その四つ右に認知症対応型通所介護、これがございます。それからさらに二つ右の欄でございますが、認知症対応型共同生活介護。実は今の一つ目と二つ目が同じ施設になっておりまして、グループホームをしながら通所もあり得るということでございます。さらにそれから二つ隣にいきまして、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護と記載しております。これにつきましては指定管理しております厚岸町心和園のユニット型の施設でございます。次に、第2条と右側にございまして、その左側ですけれども、介護予防認知症対応型通所介護。それとその二つ隣の介護予防認知症対応型共同生活介護でございます。これも先ほどの認知症対応型共同生活介護と同じもので、種類は違いますが、同じ施設でございます。続

きまして、右から2番目になります。第3条と書かれておりますけれども、居宅介護支援、これはケアマネさんの主任介護支援専門員、ケアマネージャーさんの事業所でございます、3事業所が町内にございます。最後、介護予防支援ということで、1番右にございますが、こちらにつきましては、厚岸町地域包括支援センター居宅介護支援事業所のことをございます。

以上でございます。

●議長（堀議員） 3番、室崎議員

●室崎議員 ずっと読み上げていったときには、ここになかったサテライト型事業所とか、そういうここに書いていない名前が幾つか散見されたのです。それもちょっと読んだだけでは何が何だか分からないということなのです。それで、今、一つ一つの説明といたらとても時間足りませんので、後でまた勉強させてもらいたいと思いますが、今のサテライト型事業所はちょっと厚岸にあるのかどうか含めて言っていただければいいのですが。

それで、こういうものを説明するときに、これからですよ、今回やり直せというわけではないですから。これは厚岸町にはないから適用される場所は少なくとも今のは余地ないのだとか、これは今適用されなければならないのだということくらいは説明の中に折り込んで言ってほしいのです。ただ文面をだっと読まれても、そうでなくても分からない難しいものに、メリハリがないのです。これはお願いしておきます。

それで、ちょっとサテライト型事業所とかと言っているけれども、それは厚岸町ではあるのですか。

●議長（堀議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（亀井課長） 厚岸町にはございません。

サテライト型の施設でございますけれども、主たる施設がございまして、その同一敷地内にもう一つその別室といいますか、主たる施設ではなく、そのほかにもう一つ別館的な施設があるものがサテライト施設と考えておりまして、それがそれぞれ管理者がいなければならないですとか、従業者がというときには、それを兼務することができるというような緩和の規定のことです、サテライト施設と申しますのは、そういうようなものでございますので、お願いしたいと思います。

（発言する者あり）

●保健福祉課長（亀井課長） はい、ございません。

●議長（堀議員） 他に、質疑ございますか。

（なし）

- 議長（堀議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

本会議を休憩します。

午後 4 時42分休憩

午後 4 時43分再開

- 議長（堀議員） 本会議を再開します。

ここであらかじめ会議時間の延長を行います。

本日の会議時間は、本日の議事日程が終了するまで、あらかじめ会議時間の延長を行います。

- 議長（堀議員） 日程第17、議案第33号 厚岸町介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する条例の一部改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

- 保健福祉課長（亀井課長） ただいま上程いただきました議案第33号「厚岸町介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する条例の一部を改正する条例の制定について」その提案理由及び内容についてご説明申し上げます。

介護予防・日常生活支援総合事業は、従来、予防給付として提供されていた介護予防訪問介護及び介護予防通所介護について、市町村が行う地域支援事業である介護予防・日常生活支援総合事業、いわゆる総合事業の一部に移行され、本町では平成29年4月1日から実施しております。

総合事業では、大きく二つの事業で構成されており、その一つ目が、予防給付として提供されていた介護予防訪問介護及び介護予防通所介護に相当するサービスのほか、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画できる「介護予防・生活支援サービス事業」、二つ目が高齢者が要介護状態・要支援状態になることの予防を目的とする「一般介護予防事業」であります。

本条例は、一般介護予防事業で実施していた「貯筋サロン」を介護予防・生活支援サービスの通所型サービスのうち、国の要綱に基づく保健・医療の専門職が提供する、3か月から6か月間の短期間で行うサービス、いわゆる「通所型サービスC」として提供

体制を整備する内容を設定するために制定するものであります。

通所型サービスは、従前の介護予防通所介護に担当するサービスと、市町村の実情により、緩和した基準による「通所型サービスA」、ボランティア等による住民が主体となって提供する「通所型サービスB」、当町で新たに規定する保健・医療の専門職が短期間に集中して提供する「通所型サービスC」の計四つのサービスを設定できるようになっております。

この「貯筋サロン」につきましては、平成20年度から実施している事業で、年間5名から10名の方が利用されており、理学療養士など、リハビリの専門職が関与し、要介護状態になるおそれのある高齢者を対象に体力と筋力の向上を図るものであり、町内の介護保険の通所リハビリテーションを提供する事業所に委託して実施しております。

平成29年4月の総合事業の実施に当たり、国が示すガイドラインにおいて、「貯筋サロン」を利用する二次予防事業対象者を、総合事業において、利用者とするようにできるようになったものであります。

このたび、当町の総合事業において、国のガイドラインに基づく内容にするもので、二次予防事業対象者に相当する方及び要支援認定者が、「貯筋サロン」を利用できるよう事業の枠組みを改めた上で、新たに事業運用を図ろうとするものがございます。

お手元に配付の、議案第33号説明資料「厚岸町介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表」をご覧ください。

第3条第1号は、厚岸町が行う総合事業のうち介護予防・生活支援サービス事業について規定しておりますが、第3条第1号イの改正は、いわゆる通所型サービスを細分化し、(ア)として従前の介護予防通所介護に相当するサービスを、(イ)としてこのたび、新たに規定する「通所型サービスC」を加えるものであります。

次に第6条は、総合事業のうち介護予防訪問相当サービス及び介護予防通所相当サービスに要する費用の額を定めるものであります。新たに規定する「通所型サービスC」は、「貯筋サロン」で実施していたときと同様に、無料で利用できるサービスとしております。そのため、当該通所型サービスCを第1号事業費の対象から除くための字句の改正をするものであります。

第7条各号列記以外の部分は、字句の改正であります。

第7条第1項第1号及び第2号は、規定している字句について略称規定であることから、根拠条項等を削るものであります。

2ページをお開き願います。

第10条は、介護予防訪問相当サービスまたは介護予防通所相当サービスを行う事業者の指定に係る規定であります。新たに規定する「通所型サービスC」は、指定事業者として指定を行わないため、第3条第1号イの第1号通所事業に「通所型サービスC」を追加したことに伴う字句の改正であります。

第12条は、介護予防訪問相当サービスまたは介護医予防通所相当サービスを除き、適切な事業運営を確保できると認められる法人または団体に対し、事業を委託することができる規定であります。新たに規定する「通所型サービスC」は、「貯筋サロン」で実施していたときと同様に、町内の介護保険の通所リハビリテーションを提供する事業所に委託して実施するため、第3条第1号イの第1号通所事業に「通所型サービスC」

を追加したことに伴い、字句を改めるものであります。

恐れ入りますが、議案書76ページにお戻り願います。

附則であります。

この条例は、令和3年4月1日から施行しようとするものであります。

以上、簡単な説明ではあります但、ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（堀議員） これより質疑を行います。

（な し）

- 議長（堀議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

- 議長（堀議員） 日程第18、議案第34号 厚岸町道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

建設課長。

- 建設課長（渡部課長） ただいま上程いただきました議案第34号「厚岸町道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について」提案理由及び内容についてご説明申し上げます。

議案書77ページをお開き願います。

議案第34号「厚岸町道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について」でございます。

このたびの改正は、平成31年4月25日施行の道路構造令の一部改正により、自転車を安全かつ円滑に通行させるために設けられる帯状の車道の部分として「自転車通行帯」に関する規定を設けることで、新たに整備する道路における「自転車通行帯」の設置の推進を図るため、自転車通行帯の設置要件の規定などが追加されたこと、令和2年11月25日施行の道路法等の一部改正により、道路構造令の一部が改正され、交通事故の防止を図る必要がある場合に道路に設ける交通安全施設に自動運行装置を備えている自動車の自動的な運行を補助するための、主に民間事業者が設置する磁気マーカなどの自動運行補助施設の規定が追加されたことから、厚岸町においても、道路構造の技術的基準を定めるに当たり、参酌すべき一般的な技術的基準として、国道、道道との整合性を勘



案し、国の基準どおりに改正するものであります。

なお、町道への自転車通行帯の設置については、現時点において設置要件を満たす路線がなく設置する状況にはございません。

次に改正内容につきましては、お手元に配付の「厚岸町道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例新旧対照表」によりご説明させていただきますが、改正内容説明の前に、新旧対照表に誤りがございましたので、大変恐れ入りますが、口頭にて訂正をさせていただきお願い申し上げます。

新旧対照表、3ページをお開き願います。

第42条の改正要旨が同条となっておりますが、正しくは、第41条の改正要旨に記載があります自転車通行帯を新たに規定することによる引用条番号の追加となります。

第41条の改正要旨がそのまま第42条にスライドして下がります。その上で、第41条が自転車道の設置要件が改正されたことによる引用番号の追加というのが41条の正しいものになります。

以上が訂正の内容であります。大変申し訳ございませんでした。

それでは、改正の内容の説明に移らせていただきます。

新旧対照表の1ページ目をご覧ください。

第5条第1項は、車道の構成を車線により定めている規程であります。その車道から除かれる部分に、自転車通行帯を追加する改正であります。

第5条第5項は、普通道路の幅員を定めている規程であります。その幅員から自転車通行帯を除く規定を追加する改正であります。

第7条第2項は、副道の幅員を定めている規程であります。その副道から自転車通行帯を除く規定を追加する改正であります。

第9条の2は、自転車専用の带状道路である自転車通行帯の規定を新たに追加するもので、第1項は自動車及び自転車の交通量の多い第3種もしくは第4種道路における自転車通行帯を左端寄りに設けるものとする規定です。なお、第3種は市街地以外の一般道路、第4種は市街地の一般道路の区分となります。

第2項は自転車の交通量が多い第3種もしくは第4種道路または自動車及び歩行者の交通量が多い第3種もしくは第4種道路において、安全で円滑な交通を確保するための自転車の通行を分離する必要がある場合における、自転車通行帯を左端寄りに設けるものとする規定です。

第3項は自転車通行帯の幅員を1.5メートル以上とする規定で、地形の状況など特別な理由がある場合には、1メートルまで縮小できる規定であります。

第4項は次ページにわたり、自転車通行帯の幅員を自転車の交通状況に考慮して定めるとした規程であります。

続きまして2ページ、第10条は、自転車専用道路である自転車道の設置要件の規定であります。第1項の改正は、自動車及び自転車の交通量が多い道路における自転車道の設置規定ですが、第3種から第4級と第5級を、第4種から第3級を除く規定と、新たに設計速度を1時間につき60キロメートル以上のものとする規定を追加するものであります。なお、第3種第4級は市町村道平地部で1日の計画交通量が500台以上1,500台未満、山地部で500台以上4,000台未満、第5級は平地部、山地部共に500台未満、第4

種第3級は、市町村道で500台以上4,000台未満を示す等級であります。

次に第2項の改正は、自転車もしくは自動車、歩行者の交通量の多い道路における自転車道の設置規定に、新たに設計速度を1時間につき60キロメートル以上のものとする規定を追加するものであります。

第11条は、自転車と歩行者の通行に供する道路である自転車歩行者道の設置の規定であります。道路の各側に設置する自転車歩行者道の規定から自転車通行帯を除外する規定を追加する改正であります。

第12条は、歩行者専用である歩道設置の規定であります。道路の各側に歩道を設置する規定に自転車通行帯を追加する改正であります。

第33条第1項第3号は、車両のすれ違いのために設置する待避所の長さや幅員の規定であります。車道幅員から自転車通行帯を除外する規定を追加する改正であります。

第34条は、交通事故防止を図るための交通安全施設設置についての規定ですが、道路の路面下に設置し、磁気や電波により自動運転車両の運行を補助する自動運行補助施設を追加する改正であります。

3ページ、第41条は、国道や道道をあらかじめ町道に変更する計画がある場合に、変更後の区分の構造基準とすることができる特例の規定ですが、改正後の自転車道の規定である第10条第1項及び第2項について、特例の規定を適用できるよう追加する改正であります。

第42条第1項は、道路の交通に著しい支障がある小区間における応急処置としての改築を行う場合に、隣接する区間の車線や歩道等の道路構造が基準に適合していない場合、道路構造基準の一部適用を緩和することができる特例の規定ですが、改正後の自転車通行帯の幅員の規定である第9条の2第3項について、特例の規定を適用できるよう追加する改正であります。

第42条第2項は、道路交通の安全に著しい支障がある小区間における応急処置としての改築を行う場合に、隣接する区間の車線や歩道等の道路構造が基準に適合していない場合、道路構造基準の一部適用を緩和することができる特例の規定ですが、第1項と同様に改正後の自転車通行帯の幅員の規定である第9条の2第3項について、特例の規定を適用できるよう追加する改正であります。

次に、議案書78ページをお開きください。

附則でございます。この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上、大変簡単な説明ではありますが、ご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

●議長（堀議員） これより質疑を行います。

（な し）

●議長（堀議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

- 議長（堀議員） 日程第19、議案第35号 厚岸町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

建設課長。

- 建設課長（渡部課長） ただいま上程いただきました議案第35号「厚岸町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について」提案理由及び内容についてご説明申し上げます。

議案書79ページをお開き願います。

議案第35号「厚岸町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について」でございます。

近年、身寄りのない単身高齢者等が増加し、公営住宅の入居に際して保証人を確保することが困難となることが懸念されていること理由から、平成30年3月に国土交通省から、地方自治法第245条の4第1項に基づく技術的助言として、住宅に困窮する定額所得者への住宅提供という公営住宅の目的を踏まえ、保証人を確保できないために入居できないといった事態が生じないようにしていくことが必要であり、保証人の確保を公営住宅への入居に際しての前提とすることから転換すべきとの通知がありました。

保証人の設置は市町村に委ねられていることから、これまで現行の保証人制度としておりましたが、国の技術的助言と他の自治体の状況を鑑み、令和2年度において保証人の実態調査を行い、保証人の必要性について検討を行ったところ、保証人としての保証能力を有していない方や、保証人が既に亡くなっていた状況などがあり、一部で保証人制度が機能していなかったこと、保証人確保ができずに町営住宅に入居できないといった事態を防ぐため、保証人制度を廃止することにより、令和3年4月1日以降の入居申し込みから、保証人の確保を前提にせず町営住宅への入居を可能にするため本条例を制定するものであります。

次に改正内容につきましては、お手元に配付の「厚岸町営住宅管理条例の一部を改正する条例新旧対照表」によりご説明させていただきます。

新旧対照表をご覧願います。

第12条第1項第1号の改正は、入居決定者が住宅入居時の手続に提出する町営住宅借受証書に必要な保証人の規定を削除し、新たに緊急連絡人2人を町営住宅借受証書に連署する規定とするものであります。

第12条第3項の改正は、保証人を免除できる特例ですが、保証人の規定を削除し、緊急連絡人を1人とすることができる規定とするものであります。

改正後の第12条第4項は、緊急連絡人の責務を規則で定める規程を追加するものであ

ります。なお、緊急連絡人の責務については、入居者と連絡が取れない場合の対応。入居者が退去等の手続を行うことが困難である場合に、入居者に代わり手続を行うことについて、規則において規定することとしています。

改正後の第12条第5項から第7項は、改正後の第4項を追加したことに伴い、1項ずつ繰り下げる改正です。

第12条の2の改正は、入居決定者の保証人が保証する極度額を設定した規定ですが、保証人廃止に伴い、条を削除するものであります。

議案書79ページをお戻りください。

附則でございます。

第1項は、施行日で、令和3年4月1日から施行するものであります。

第2項は、経過措置で、「この条例の施行の際現に改正前の厚岸町営住宅管理条例第12条第1項第1号に規定する保証人は、改正後の厚岸町営住宅管理条例第12条第1項第1号に規定する緊急連絡人とみなす。」とするものです。

以上、大変簡単な説明ではありますが、ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

●議長（堀議員） これより質疑を行います。

3番、室崎議員。

●室崎議員 今までの保証人というのがここに明治29年法律第89号の465条の2第1項に規定する、そういう形で書いてある民法上の保証人ということになっていたわけです。それで、そうなりますと、例えば何らかの形で入居者が町に損害を与えた場合には、その経済的な負担というか、それは保証人が責任があったということだと思のですが、まず今までの保証人というのはそういうものだったと考えていいのでしょうか。

それから今回緊急連絡人ということで、おそらく言葉がこういうふうに変ったということは、経済的負担は負いませんよということになるのでしょうか。その当たりをもうちょっと具体的に説明してください。

●議長（堀議員） 建設課長。

●建設課長（渡部課長） お答えいたします。

これまでの保証人の考え方ですが、ご質問者おっしゃられるとおり、民法上の保証人で、金銭面ですとか、あるいは建物の損害を与えた場合の保証についても保証していただくといったような役割をしていただいたのですが、このたび保証人を廃止することによって緊急連絡人については、そういった部分については、保証の部分は一切保証しなくていいというような改正の内容になってございます。

●議長（堀議員） 他に、質疑ございますか。

(な し)

- 議長（堀議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

- 議長（堀議員） 日程第20、議案第36号 厚岸町公民館条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

生涯学習課長。

- 生涯学習課長（早川課長） ただいま上程いただきました議案第36号「厚岸町公民館条例の一部を改正する条例の制定について」その提案理由と条例案の内容をご説明いたします。

議案書80ページであります。

厚岸町公民館のうち、昭和49年建設の太田地区公民館は、平成23年に実施した耐震診断では「倒壊または崩壊の危険がある」との判定結果でした。

その後、平成27年度に新たに太田活性化施設が建設されたことや耐震診断から10年が経過し、今後の活用の見込みがないことから今年度をもって廃止するため公民館条例の一部を改正する条例の制定をしようとするものであります。

改正内容につきましては議案書により説明させていただきますので、別にお配りしている議案第36号説明資料の厚岸町公民館条例の一部を改正する条例新旧対照表については、参考としてあわせてご覧いただきたいと思っております。

それでは、議案書80ページをご覧ください。

第2条は、名称及び位置で、このうち太田地区公民館を削る改正であります。

第4条は、第2条の改正により、公民館が一つになり公民館間の連携を要しないことから条を削除する改正であります。

第5条は、職員について公民館に館長及び主事を置くことに関する規定であります。条文中「及び太田地区公民館」を削る改正であります。

次に、別表の改正であります。別表は、公民館及び公民館分館の使用料等を定めており、別表第1は各施設の使用料、別表第2は施設の電気使用料・暖房使用料、別表第3は葬祭使用料を定めております。

別表第1から別表第3までにつきまして、いずれも同様の改正で、表中の太田地区公民館部分を削る改正であります。

次に、「附則」であります。

この条例は、令和3年3月31日から施行するものであります。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

●議長（堀議員） これより質疑を行います。

（な し）

●議長（堀議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

●議長（堀議員） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午後 5 時 17 分散会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

令和3年3月9日

厚岸町議会

議 長

署名議員

署名議員